

社債発行届出目論見書

平成19年2月



西日本高速道路株式会社

1. この届出目論見書により行う社債200億円（見込額）の募集（一般募集）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年2月21日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格、利率、申込証拠金および引受人等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第四部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

社債発行届出目論見書

発行価格 未定

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号

目次

【表紙】	
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第二部 【企業情報】	7
第1 【企業の概況】	7
1 【主要な経営指標等の推移】	7
2 【沿革】	9
3 【事業の内容】	10
4 【関係会社の状況】	14
5 【従業員の状況】	16
第2 【事業の状況】	17
1 【業績等の概要】	17
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	25
5 【経営上の重要な契約等】	32
6 【研究開発活動】	34
7 【財政状態及び経営成績の分析】	35
第3 【設備の状況】	40
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	40
2 【道路資産】	43
第4 【提出会社の状況】	49
1 【株式等の状況】	49
2 【自己株式の取得等の状況】	51
3 【配当政策】	51
4 【株価の推移】	51
5 【役員の状況】	52
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	54
第5 【経理の状況】	57
1 【連結財務諸表等】	58
2 【財務諸表等】	117
第6 【提出会社の株式事務の概要】	167
第7 【提出会社の参考情報】	168
第三部 【提出会社の保証会社等の情報】	169
第1 【保証会社情報】	169
第2 【保証会社以外の会社の情報】	169
第3 【指数等の情報】	171
[監査報告書]	172

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年2月21日
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 楯彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 20,000百万円 （注）一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	西日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円（有価証券届出書提出日現在の見込額である。）
発行価格（円）	未定 （平成19年3月1日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に決定する予定である。）
利率（%）	未定 （平成19年3月1日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年2月28日及び8月28日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1） 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成19年8月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各28日にその日までの前半箇年分を支払う。 （2） 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 （4） 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「14. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成21年12月18日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1） 本社債の元金は、平成21年12月18日にその総額を償還する。 （2） 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「14. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定 （申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。） 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成19年3月16日 （注）15

申込取扱場所	別項引受証券会社の本店
払込期日	平成19年3月23日 (注) 15
振替機関・登録機関	振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」という。）第8条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし
取得格付	1. 取得格付 AAA（トリプルA）（取得予定） 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 （平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に取得する予定である。）

(注) 1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理者

株式会社みずほコーポレート銀行（代表）、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畳的債務引受け

(1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」という。）第15条第1項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第1項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け（以下「本件債務引受け」という。）が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。

(2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うものとする。

(3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本(注)6に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。

(4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第2項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者（ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下「機構債券」という。）の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第3項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。

(6) 本件債務引受け後、本(注)4本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本(注)6において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。

(7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。

(8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注)5並びに本(注)10の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとする。

とし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 機構が、機構債券、道路債券、首都高速道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券（以上を総称して、以下「機構債券等」という。）又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- (6) 当社が解散（合併の場合を除く。）の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなきとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
- (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

5. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務（機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。

- (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本（注）6に定める方法による。
8. 社債管理者への通知
当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - (2) 当社が当社の重要な資産の上に物上担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。
9. 社債管理者への事業概況等の報告
- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
 - (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。
10. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告
- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
 - (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
 - (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めを反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
11. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
12. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
13. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほコーポレート銀行
14. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関・登録機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。
- 当該需要状況の把握期間は最長で平成19年3月1日から平成19年3月16日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成19年3月9日から平成19年3月16日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成19年3月15日から平成19年3月23日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成19年3月9日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成19年3月15日」となることがありますのでご注意ください。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	20,000	未定
計	—	20,000	—

(注) 引受人及び引受金額については、上記の通り内定しているが、引受けの条件を平成19年2月22日から平成19年3月14日までの間に決定し、平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に買取引受契約を調印する予定である。

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	未定
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	

(注) 社債管理者については、上記の通り内定しているが、委託の条件を平成19年2月22日から平成19年3月14日までの間に決定し、平成19年3月9日から平成19年3月16日までの間に社債管理委託契約を調印する予定である。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
20,000	37	19,963

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額である。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,963百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定である。

なお、かかる新設、改築、修繕又は災害復旧の計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 2 道路資産 (3) 道路資産の建設、除却等の計画」をご参照下さい。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重疊的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路（注1）の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日に機構との間で締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「協定」と総称します。）の定めによることとありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては重疊的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により重疊的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債にかかる債務を引き受けた場合には、機構法第15条第2項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者（ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受を行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することとなります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があります。また、本社債にかかる債務引受けが適時に行われなかった場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。協定の詳細については、後記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等（1）機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる当連結会計年度及び当事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間となります。

(1) 連結経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成18年3月
営業収益（百万円）	499,334
経常利益（百万円）	20,652
当期純利益（百万円）	9,732
純資産額（百万円）	105,092
総資産額（百万円）	524,916
1株当たり純資産額（円）	1,106.23
1株当たり当期純利益金額（円）	102.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—
自己資本比率（%）	20.0
自己資本利益率（%）	9.7
株価収益率（倍）	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	67,852
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△11,089
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	26,457
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	151,061
従業員数（人）	2,669

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成18年3月
営業収益（百万円）	499,334
経常利益（百万円）	20,595
当期純利益（百万円）	9,675
資本金（百万円）	47,500
発行済株式総数（千株）	95,000
純資産額（百万円）	105,035
総資産額（百万円）	524,824
1株当たり純資産額（円）	1,105.64
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)
1株当たり当期純利益金額 （円）	101.85
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額（円）	—
自己資本比率（%）	20.0
自己資本利益率（%）	9.7
株価収益率（倍）	—
配当性向（%）	—
従業員数（人）	2,651

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の趣旨のもと、平成16年6月9日に公布された「道路関係四公団民営化関係四法」（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）、民営化関係法施行法）に基づき、高速道路（注）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として平成17年10月1日に設立されました。当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継しております。当社は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までを当連結会計年度及び当事業年度としており、平成17年10月以降の沿革は、以下のとおりです。

（注） 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

年月	事項
平成17年10月	西日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱（連結子会社）設立
平成18年3月	高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「協定」と総称します。）を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年9月	協定を一部変更（スマートインターチェンジの本格導入及び料金徴収施設等の減価償却費の算定方法の確定に伴う変更）
平成18年10月	西日本高速道路サービス関西㈱（子会社）、西日本高速道路サービス中国㈱（子会社）、西日本高速道路サービス四国㈱（子会社）、西日本高速道路サービス九州㈱（子会社）、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱（子会社）、西日本高速道路パトロール関西㈱（子会社）、西日本高速道路パトロール九州㈱（子会社）及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路メンテナンス中国㈱（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路ロジスティックス㈱（西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱の100%子会社）設立

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社28社及び関連会社18社（平成18年12月31日現在））は、高速道路事業、受託事業、休憩所等事業、その他の事業の4部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、西日本地域の2府22県（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。当該協定に基づき、新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に引き渡すこととしており、かかる道路資産を、当社は機構から借受けて、高速道路事業を実施します。道路利用者より徴収する料金には高速道路の公共性に鑑み当社の利潤を含めないことを前提としており、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられます。また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金收受業務	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、㈱ウエイシステム関西、沖縄道路サービス㈱、近畿ハイウェイサービス㈱、四国ハイウェイサービス㈱（他11社）
交通管理業務	西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、㈱ウエストパトロール、九州ハイウェイ・パトロール㈱（他2社）
点検・管理業務	西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、㈱エフディイー、㈱オーデックス、四国道路エンジニア㈱、㈱ハーディア、道路通信エンジニア㈱
保全作業業務	西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、㈱アスウェイ、㈱クローバーテクノ、ケイケイエム㈱、㈱山陽メンテック（他3社）（注2）
その他業務（注3）	㈱高速道路計算センター、㈱エヌ・ケー・ワイ、道栄㈱

- (注) 1. 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（なお、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が事業を営む高速道路は除きます。）
2. これらの会社のうち、西日本高速道路メンテナンス中国㈱及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱の2社は、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在、事業を開始しておりません。
3. 有料道路の通行料金、交通量等の電子計算、公共用地取得に係る調査、測量及び鑑定等の業務であります。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っております。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

（注） 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3) 休憩所等事業

休憩所等事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

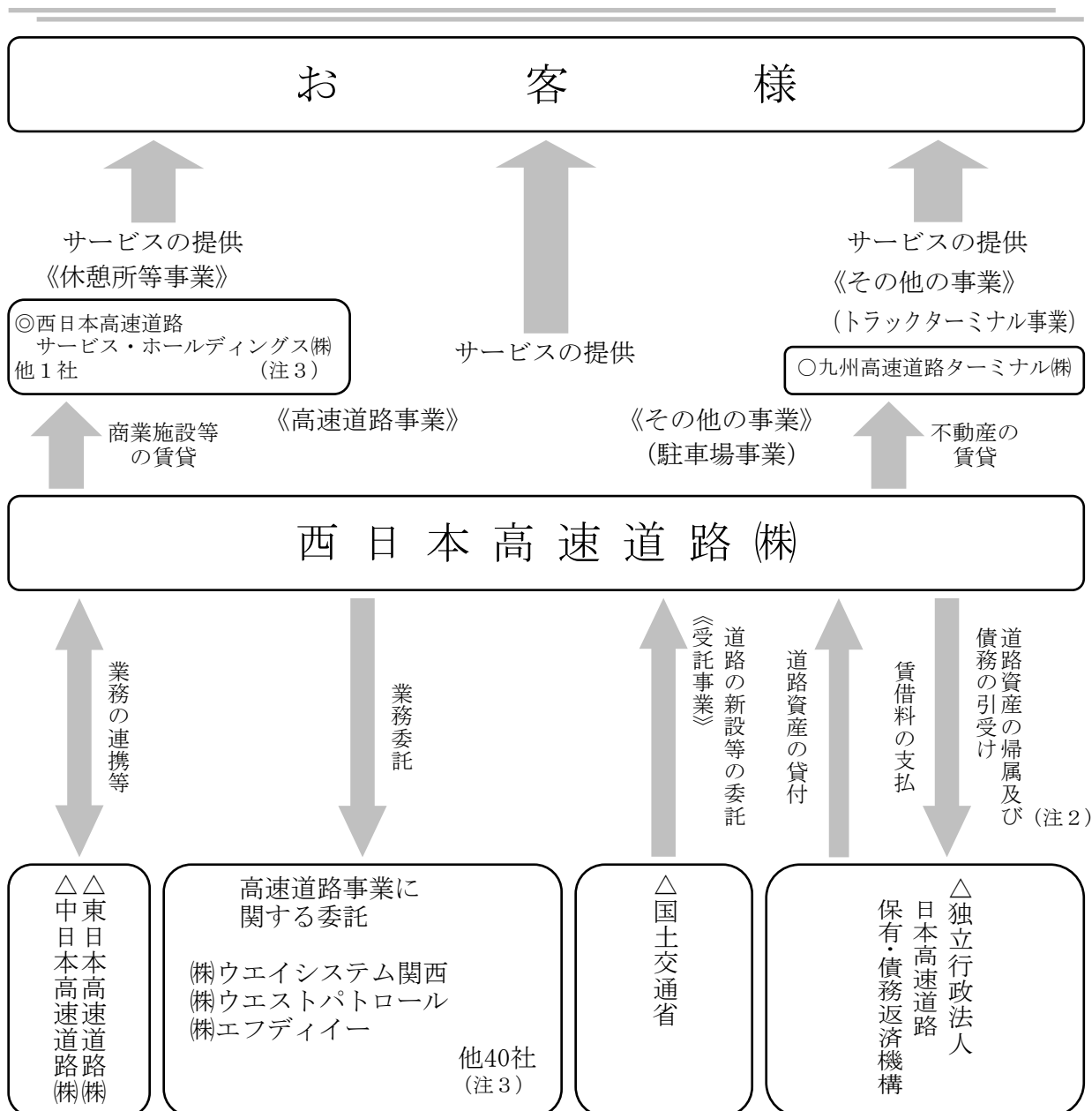
当社グループの管理するサービスエリア・パーキングエリア（以下、「SA・PA」といいます。）のうち、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が180箇所において商業施設の管理運営を行っております。また、休憩所等事業にかかる運営の一部を行うことを目的として平成18年12月7日、同社の全額出資により西日本高速道路ロジスティックス㈱を設立しております。なお、西日本高速道路ロジスティックス㈱は、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在、事業を開始しておりません。

(4) その他の事業

その他の事業においては、駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等を実施しております。

このうち、駐車場事業については、当社が福岡中央自動車駐車場の管理運営を行っております。トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である九州高速道路ターミナル㈱が佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。（平成18年12月31日現在）



- (注) 1. ◎は連結子会社, ○は持分法適用関連会社, △は関連当事者を示しております。
2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕、又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。
3. 高速道路事業にかかる維持管理を行うことを目的に、平成18年10月2日に西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)及び西日本高速道路メンテナンス九州(株)を、平成18年12月1日に西日本高速道路メンテナンス中国(株)を設立するとともに、休憩所等事業にかかる運営の一部を行うことを目的に、平成18年12月7日に西日本高速道路ロジスティックス(株)を設立しています。これらの会社のうち、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)及び西日本高速道路ロジスティックス(株)は、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在、事業を開始しておりません。

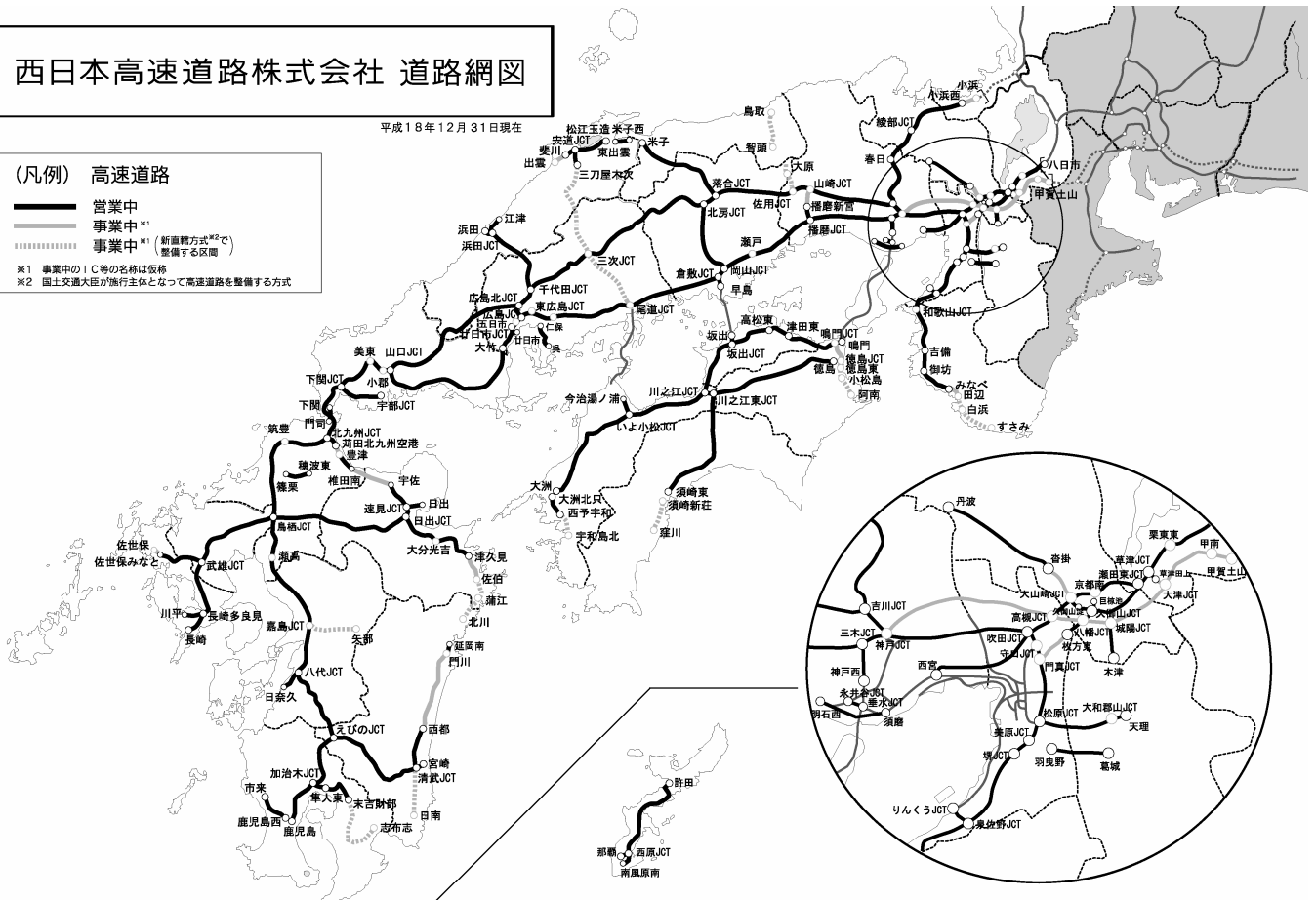
西日本高速道路株式会社 道路網図

平成18年12月31日現在

(凡例) 高速道路

- 営業中
- 事業中^{※1}
- 事業中^{※1} (新直轄方式^{※2}で整備する区間)

※1 事業中のI C等の名称は仮称
 ※2 国土交通大臣が施行主体となって高速道路を整備する方式



注1) 事業中道路には、第二名神の当面着工しない区間 (大津JCT～城陽、八幡～高槻第一JCT) の延長は含まない
 注2) 営業中道路には、関門トンネルの延長を含まない

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(平成18年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
西日本高速道路 サービス・ホール ディングス(株) (注2)	大阪市 中央区	30	休憩所等事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社役員2名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 当社が管理する高速道路のSA・PA内商業施設の管理運営を行うことを目的に、平成17年12月2日に設立されました。当社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)は、平成18年4月1日付で、財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターからSA・PAに関する事業等を譲り受け、同日以降、西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)がSA・PA内商業施設(機構から占有許可を受けて設置している施設を含む。)の管理運営を行っております。なお、当社は、かかる商業施設を平成18年4月1日より西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)に賃貸しております。

3. 下記は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条に定める第14号様式の規定に準じて作成された当事業年度末(平成18年3月31日)の当社の子会社(非連結会社を含む。)に対する債権の明細を参考情報として記載したものです。

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)他10社

高速道路営業未収入金	7百万円
未収入金	16百万円
計	24百万円

(2) 持分法適用の関連会社

(平成18年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
九州高速道路ター ミナル(株)	熊本県 熊本市	539	その他の事業	21.5	佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の 2箇所におけるトラックターミナル 事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 下記は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条に定める第14号様式の規定に準じて作成された当事業年度末(平成18年3月31日)の当社の関連会社(非連結会社を含む。)に対する債権の明細を参考情報として記載したものです。

九州高速道路ターミナル(株)他6社

未収入金	0百万円
その他	0百万円
計	0百万円

なお、平成18年3月31日以降、当社が管理する高速道路の維持管理業務及び休憩所等事業にかかる運営の一部を行うことを目的として下記子会社を設立しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
西日本高速道路サービス関西㈱	大阪市 北区	70	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス中国㈱	広島市 中区	50	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス四国㈱	香川県 高松市	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス九州㈱	福岡県 太宰府市	50	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路総合サービス沖縄㈱	沖縄県 浦添市	60	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パトロール関西㈱	大阪市 淀川区	20	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パトロール九州㈱	福岡市 博多区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路メンテナンス九州㈱	福岡市 博多区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路メンテナンス中国㈱	広島市 東区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路ロジスティックス㈱	大阪市 中央区	30	休憩所等事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 高速道路の維持管理事業を行うことを目的に、平成18年10月2日に西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱を、平成18年12月1日に西日本高速道路メンテナンス中国㈱を設立しております。また、休憩所等事業にかかる運営の一部を行うことを目的に、平成18年12月7日に西日本高速道路ロジスティックス㈱を設立しております。
3. 西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱及び西日本高速道路ロジスティックス㈱は、有価証券届出書提出日(平成19年2月21日)現在、事業を開始していません。
4. 当社は、平成18年12月15日開催の取締役会をもって、西日本高速道路メンテナンス九州㈱の株主割当増資(231百万円(資本金120百万円、資本準備金111百万円))の全株引受けに応じる旨決議し、平成19年3月30日までを目途に増資する予定であります。
5. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。

なお、当社は、平成18年12月15日開催の取締役会をもって、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と共同して、3社の調査・研究及び技術開発を行うことを目的に、新設分割により、㈱高速道路総合研究所を設立する旨の決議をしております。㈱高速道路総合研究所は、国土交通大臣の認可を条件として平成19年4月頃に設立される予定です。当該新設分割の詳細については、後記「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (4)東日本高速道路および中日本高速道路と共同して行う新設分割」を併せてご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成18年12月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,210
受託事業	
休憩所等事業	213
その他の事業	
全社（共通）	376
計	2,799

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、休憩所等事業及びその他の事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成18年12月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,614	40	18	8,121,254

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、西日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。同労働組合は、平成17年10月1日に道路公団が分割民営化されたことを受け、日本道路公団労働組合が平成17年10月26日に分割・移行し、当社の労働組合として組織されたものです。

なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる当連結会計年度及び当事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

また、金額については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の実績がないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当連結会計年度のわが国経済は、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門に波及し、民間需要中心の緩やかな回復が続きました。西日本地域においても、企業収益の改善に伴う設備投資が増加し、個人消費が緩やかに増加するという同様の傾向がみられました。当社グループを取り巻く環境としては、国際的に原油価格が高騰する中、通行台数への影響が懸念されましたが、経済環境の好転に支えられ、通行台数は堅調に推移しました。

こうした状況を背景に、当社グループの当連結会計年度の業績は、営業収益が499,334百万円、営業利益が19,769百万円、経常利益が20,652百万円となり、法人税等を控除した当期純利益は9,732百万円となりました。なお、事業の種類別セグメント別の概要は次のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、当社グループがお客様に利用していただく路線として東九州自動車道（北九州ジャンクション（JCT）～苅田北九州空港）が開通いたしました。こうした中、ノンストップ自動料金支払システム（ETC（以下「ETC」といいます。））を活用した多様で弾力的な料金設定や管理コストの削減を図りつつ安全・安心で快適な道路空間の提供に努めた結果、通行台数の増加に支えられて料金収入が堅調に推移し、営業収益は355,078百万円となりました。営業費用については、民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや道路を良好に保つための清掃や点検、構造物や施設の補修など管理費用の支出により336,775百万円となり、以上の結果、営業利益は18,302百万円となりました。

(受託事業)

受託事業においては、中国横断自動車道尾道松江線などの直轄高速道路事業をはじめとし、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は141,720百万円となりました。営業費用については、直轄高速道路事業を中心に141,685百万円となり、以上の結果、営業利益は34百万円となりました。

(休憩所等事業)

休憩所等事業においては、当社が管理するS A・P A内の商業施設を財団法人等に対して賃貸することにより、営業収益は2,351百万円となりました。営業費用については、高速道路に商業施設を連結することにより必要となる道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第48条の7及び高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）（以下「高速自動車国道法」といいます。）第11条の4の規定に基づき機構に支払う連結料や減価償却費等により984百万円となり、以上の結果、営業利益は1,367百万円となりました。

(その他の事業)

駐車場事業及び熊本など2ヶ所におけるトラックターミナル事業が土地貸付面積の増加に伴う賃貸料収入の増加等に支えられて堅調に推移した結果、その他の事業における営業収益は183百万円、営業費用は119百万円となり、営業利益は64百万円となりました。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加など企業部門の好調さが引き続き、民間需要中心の景気回復の基調が続きました。西日本の各地域をみても、生産、設備投資が増加するといった企業部門の好調さが、個人消費の伸びにつながるという景気回復の傾向がみられました。当社グループを取り巻く環境をみますと、国際的な原油価格の高騰など懸念材料はあったものの経済環境の好調さやE T Cを活用した各種割引制度の浸透に支えられ、通行台数が堅調に推移しました。また、財団法人からの休憩所等事業の事業譲渡を受け、平成18年4月1日より西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が本格的に休憩所等事業を開始しました。この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が380,482百万円、営業利益が23,988百万円、経常利益が24,326百万円となり、法人税等を控除した中間純利益は13,748百万円となりました。なお、事業の種類別セグメント別の概要は次のとおりであります。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、当中間連結会計期間の料金収入については、経済環境の好調さにも支えられて堅調に推移し、営業収益は338,734百万円となりました。営業費用については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや道路を良好に保つための清掃や点検、構造物や施設の補修など管理費用の支出により318,972百万円となり、この結果、営業利益は19,762百万円となりました。なお、平成18年3月31日をもって一般国道9号（米子道路）を無料開放いたしました。

(受託事業)

受託事業においては、中国横断自動車道尾道松江線などの直轄高速道路事業をはじめとし、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は28,299百万円、営業費用は28,298百万円、営業利益は0百万円となりました。

(休憩所等事業)

休憩所等事業においては、財団法人からの事業譲渡を受け、当中間連結会計期間より当社グループとして本格的に事業を開始しました。地域に密着したサービス展開の一環として休憩施設にウェルカムゲートを設置したほか、テナントサポートの強化によるお客様サービスの向上施策を行うなどの事業展開を行った結果、営業収益は12,618百万円、営業費用は施設の維持修繕に関わる費用や減価償却費等により8,335百万円となり、この結果、営業利益は4,282百万円となりました。

(その他の事業)

駐車場事業及び熊本など2ヶ所におけるトラックターミナル事業が駐車場の利用台数の増加等に支えられて堅調に推移しましたが、国からの請負業務であるコンサルティング事業においては費用が収益を上回った結果、その他の事業における営業収益は843百万円、営業費用は903百万円となり、営業損失は60百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度(自平成17年10月1日至平成18年3月31日)

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産の増加36,226百万円や売上債権の増加9,838百万円などの資金減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益20,652百万円に加え、道路賃借料未払額や工事未払金の増加により仕入債務が94,015百万円増加したこと、減価償却費を5,603百万円計上したことなどの資金増加要因により、67,852百万円の収入超過となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、そのほとんどが特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、料金收受機械、E T C装置等の設備投資11,846百万円等により、11,089百万円の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、道路公団から承継した長期借入金債務について33,353百万円(機構法第15条第1項による債務引受額31,200百万円を含みます。)を返済しましたが、道路建設関係社債(政府保証債)の発行による収入39,810百万円、金融機関からの長期借入れによる収入20,000百万円により、26,457百万円の収入超過となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、期首に比べて83,220百万円増加し、151,061百万円となりました。

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益23,584百万円に加え、売上債権の減少による収入13,091百万円、減価償却費7,476百万円の計上など資金増加の要因があったものの、たな卸資産の増加62,036百万円や工事未払金の減少による仕入債務の減少36,196百万円などの資金減少要因により、69,005百万円の支出超過となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、そのほとんどが特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されます。通常、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しますが、当中間連結会計期間におきましては期首の現金等の残高をこれに充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、休憩所等事業の事業譲受資金4,724百万円、料金収受機械、E T C装置等の設備投資3,838百万円等により、8,486百万円の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、金融機関への借入金返済により、2,492百万円の支出超過となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ79,984百万円減少し、71,076百万円となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」及び「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」は、以下のとおりです。

(注) これらの明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
当事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

区分	金額（百万円）	
1. 営業収益		
料金収入	322,878	
道路資産完成高	31,348	
その他の売上高	851	355,078
2. 営業外収益		
物品売却益	16	
土地物件貸付料	211	
原因者負担収入	552	
工事負担金収入	256	
雑収入	473	1,512
高速道路事業営業収益等合計		356,590

(注) 収益の配賦基準は次のとおりです。

1. 高速道路事業又はその他の事業の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
2. 事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦
営業外収益については、営業損益比

高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表
 当事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

区分	金額（百万円）		
1. 営業費用			
道路資産賃借料			217,137
道路資産完成原価			
用地費			
経費	53		
金利等	0	53	
建設費			
材料費	8		
労務費	893		
外注費	28,754		
経費	272		
金利等	217		
一般管理費人件費	315		
一般管理費経費	188	30,650	
除却工事費用その他			
労務費	13		
外注費	621		
経費	0		
金利等	2		
一般管理費人件費	3		
一般管理費経費	2	644	31,348
管理費用			
維持修繕費			
人件費	1,331		
経費	31,734	33,065	
管理業務費			
人件費	3,097		
経費	24,479	27,576	
一般管理費			
人件費	4,878		
経費	22,768	27,647	88,289

区分	金額（百万円）		
2. 営業外費用			
支払利息		411	
ハイウェイカード払戻費用		106	
雑損失		217	735
高速道路事業営業費用等合計			337,511
3. 法人税、住民税及び事業税		10,541	
4. 法人税等調整額		△408	
5. 民営化に伴う税効果調整額		△334	9,798
高速道路事業総費用合計			347,310

(注) 費用の配賦基準は次のとおりです。

1. 高速道路事業又はその他の事業の費用として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
2. 事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業に配賦
 労務費・人件費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、租税公課、固定資産除却費、その他建設に係る費用、その他の経費及び減価償却費は、勤務時間比
 建設中の金利以外の資金調達に係る営業外費用は、固定資産金額比
 営業外費用（雑損失）については、営業損益比
 法人税等、法人税等調整額及び民営化に伴う税効果調整額については、利益比

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループでは、平成17年10月1日の設立以来、西日本地域の発展のため、「地域社会とともに歩む西日本高速道路株式会社」を目指すことを基本とし、同時に働く喜びを感じ、誇りの持てる企業風土づくり、共同で収益を生み協調できるパートナーグループの形成を経営方針として掲げて、業務改善及び意識改革を進めてまいりました。

また、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結し、同日付で国土交通大臣より平成18年度事業計画の認可を受け、平成18年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートしたところであります。

高速道路事業においては、平成15年12月22日の「政府・与党申し合わせ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、会社として計画的で効率的な建設計画を策定し、高速道路ネットワークの構築に貢献すると共に、高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理についてもお客様に満足いただける安全・安心な高速道路の提供に努めながら、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力してまいります。なお、高速道路の維持管理業務については、安全性・信頼性に直結する本来業務であることから、平成18年10月より順次子会社を設立し、グループ一丸となった効率的な業務執行体制を構築してまいります。

高速道路の休憩所等事業の展開については、当社グループの経営資源を活用し、お客様から喜ばれ、地域から愛されるエリア創りを目指して、多様なサービスを提供してまいります。また、中国横断自動車道などの新設（新直轄方式）や国や地方公共団体からの受託工事などについても実施してまいります。

さらに、道路公団時代に発生した橋梁談合等の不祥事案につきましても、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、入札制度の見直しやコンプライアンス重視の経営を徹底するとともに、談合の背景として指摘された定年前退職・再就職について、早期退職することなく社員一人ひとりがその能力に応じて活力をもって仕事をしていけるような人事制度を構築し、併せて当社グループの目的と考え方を共有できるパートナー企業を選別再編し、透明性を高めてまいります。

また、企業価値を高め、経営体質を強化するため、リスク管理体制の構築、IT化、情報セキュリティへの取り組みを推進するとともに、財務体質の強化及び投資家等のステークホルダーからの信頼性向上のため、効率的な経営と情報開示に努めてまいります。

当社グループは、これらの重要な経営課題を一つひとつ、着実に実行していくことによって、地域から愛され、お客様から喜ばれるグループ、社員全員が働く喜びを感じ誇りの持てるグループを作り上げてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、整備法（以下「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、首都高速道路㈱、東日本高速道路㈱（以下「東日本高速道路」といいます。）、中日本高速道路㈱（以下「中日本高速道路」といいます。）、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、首都高速道路㈱、東日本高速道路、中日本高速道路、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定には、国土交通大臣の認可を必要とします。また、これを変更しようとするときも同様となります。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(オ) 会社の合併（附則第2条）

政府は、本州四国連絡高速道路㈱について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時に、同社と当社との合併に必要な措置を講ずるものとされています。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

- c 工事の廃止（第21条）
許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。
- d 料金徴収の対象等（第24条）
特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。
- e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）
高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。
- b 供用約款の掲示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
また、高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) a の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があると認めるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）に係るものについては1％、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」（以下「広島呉道路協定」といいます。）及び「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」（以下「南阪奈道路協定」といいます。）に係るものについては2％、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」（以下「八木山バイパス協定」といいます。）に係るものについては3％及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「那覇空港自動車道協定」といいます。）に係るものについては4％）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要(ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（「全国路線網協定」に係るものについては1％、「広島呉道路協定」及び「南阪奈道路協定」に係るものについては2％、「八木山バイパス協定」に係るものについては3％、「那覇空港自動車道協定」に係るものについては4％）を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされており、その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路は、それぞれ、道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の天候や長期休暇が多いことに伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、休憩所等事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害や大事故、テロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、S A・P Aその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカードは、平成18年3月31日をもってその利用が終了しておりますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については未だ確定しておりません。当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、想定している金額を超えた被害額となる可能性もあり、それにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路付属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定、八木山バイパス協定及び那覇空港自動車道協定）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあっては計画収入の2%、八木山バイパス協定にあっては計画収入の3%及び那覇空港自動車道協定にあっては計画収入の4%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあっては計画収入の2%、八木山バイパス協定にあっては計画収入の3%及び那覇空港自動車道協定にあっては計画収入の4%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付けで当該協定を一部変更しており、かかる協定においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

(2) 東日本高速道路及び中日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

この点、当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び中日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新され、平成19年3月31日まで有効となっております。なお、研究開発・技術協力業務に関しては、中日本高速道路に設置された中央研究所（以下「中央研究所」といいます。）にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っておりますが、下記(4)で後述する圏高速道路総合技術研究所の新設分割により、かかる業務が圏高速道路総合技術研究所に承継されることに伴い、平成19年4月1日付けで新たな個別協定を締結する予定です。

(3) 事業譲受けに関する契約

平成17年12月2日に休憩所等事業を主業務とする当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が設立されたことに伴い、西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱は、財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センター（以下「財団法人」と総称します。）との間で、財団法人の事業のうち、SA・PAに関する店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業の譲受けのための事業譲渡契約を平成17年12月20日付で締結し、当該譲受けを平成18年4月1日に実施しております。

かかる事業譲受けの概要は以下のとおりであります。

なお、承継負債の金額が承継資産の金額を上回っているため、下記の譲渡価額は西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が支払いを受ける金額となります。

① 財団法人道路サービス機構から西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に対する事業譲渡

譲渡価額	△1,285百万円		
承継資産合計	2,418百万円	承継負債合計	3,703百万円

② 財団法人ハイウェイ交流センターから西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に対する事業譲渡

譲渡価額	△1,174百万円		
承継資産合計	1,964百万円	承継負債合計	3,139百万円

また、当社は、財団法人との間で、財団法人の所有するSA・PA内商業施設等の譲受けのための契約を平成17年12月20日付で締結し、当該譲受けを平成18年4月1日に実施しております。譲渡価額は、財団法人道路サービス機構からの譲受けについては6,250百万円、財団法人ハイウェイ交流センターからの譲受けについては4,806百万円であります。なお、当社は、かかる商業施設を西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に賃貸しております。

(4) 東日本高速道路および中日本高速道路と共同して行う新設分割

当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路と共同して、中央研究所における3社の研究開発・技術協力に関する営業（以下「本件営業」といいます。）を承継させるため、㈱高速道路総合技術研究所（以下「新設分割設立会社」といいます。）を新設分割により設立する旨の新設分割計画書を作成し、平成18年12月15日開催の取締役会の決議をもって、かかる新設分割計画書の承認を受けております。なお、当該新設分割の効力が生じるためには、国土交通大臣の認可が必要となるため、新設分割設立会社は、当該認可の取得を条件として、平成19年4月頃に設立される予定であります。

① 会社分割の目的

当社、東日本高速道路及び中日本高速道路の3社が保有する高速道路技術を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を行うため、3社が均等に出資する独立した法人に本件営業を承継することにより、3会社共同運営体制の明確化を実現するとともに、自立性の確保及び経営の効率化を図ることを目的とします。

② 会社分割の形態

当社、東日本高速道路及び中日本高速道路が共同して会社法第762条に基づき新設分割計画を作成しております。なお、本件は会社法第805条に基づく簡易分割に該当するため、株主総会の承認を要しません。

③ 承継する資産・負債及びその状況

本件営業に属する資産（滋賀県湖南市の土地、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具等、工具・機器及び備品、無形固定資産を除く。）、債権債務、雇用契約その他の権利義務を承継します。中日本高速道路の従業員については、新設分割設立会社に出向の措置をとることとします。なお、承継する債務について、3社は連帯して債務を保証します。

- ④ 会社分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当に関する事項
新設分割設立会社は、分割に際して普通株式210万株を発行し、当社、東日本高速道路及び中日本高速道路に対してそれぞれ70万株を割当交付するものとします。
- ⑤ 新設分割設立会社の資本金及び準備金
資本金 : 4,500万円
資本準備金：新設分割設立会社が3社より承継する資産の総額から新設分割設立会社の資本金の額を控除した額
- ⑥ 分割交付金
分割交付金は支払わないものとします。

6【研究開発活動】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項に定める実施計画に従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる当連結会計年度及び当事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業及び受託事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化（コスト削減、計画保全）に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、502百万円であります。

また、当社、東日本高速道路及び中日本高速道路の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、中央研究所を共同運営することで主たる研究開発活動を実施しております。

なお、休憩所等事業及びその他の事業につきましては、特記すべき事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループにおける研究開発活動は、主として、当社、東日本高速道路及び中日本高速道路の3社で、中央研究所を共同運営することにより実施しております。技術開発については、高速道路事業及び受託事業について、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化（コスト削減、計画保全）に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」とし、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めております。当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、547百万円であります。

なお、休憩所等事業及びその他の事業につきましては、特記すべき事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる当連結会計年度及び当事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

なお、金額については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の計数がないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

また、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、当連結会計年度においては暫定協定に基づき、また、平成18年4月1日以降は高速道路会社法及び機構法の規定により機構と同年3月31日付けで締結した協定並びに特措法の規定による同日付け事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てております。

かかる暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の天候や長期休暇が多いことに伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いが機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上は工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前前提条件に基づき算出しております。なお、当社グループにおいては、平成17年10月1日の設立に際し全ての固定資産を時価で評価しており、当連結会計年度においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

① 営業収益

高速道路事業については、通行台数は堅調に推移しました。高速道路事業の営業収益については、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより、355,078百万円となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に141,720百万円、休憩所等事業の営業収益については、財団法人からの土地賃貸料等により2,351百万円、その他の事業の営業収益については183百万円となりました。以上により、当連結会計年度における営業収益は、合計で499,334百万円となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、暫定協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により336,775百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に141,685百万円、休憩所等事業については、高速道路に商業施設を連結することにより必要となる道路法第48条の7及び高速自動車国道法第11条の4の規定に基づき機構に支払う連結料や減価償却費等により984百万円、その他の事業については119百万円となりました。以上により、当連結会計年度における営業費用合計は、479,564百万円となりました。

その結果、当連結会計年度における営業利益は合計で19,769百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が18,302百万円、受託事業が34百万円、休憩所等事業が1,367百万円、その他の事業が64百万円であります。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、原因者負担収入552百万円、持分法による投資利益79百万円及び土地物件貸付料227百万円等の計上により1,700百万円、営業外費用は支払利息474百万円等の計上により817百万円となりました。

④ 経常利益

上記の結果、当連結会計年度の経常利益は20,652百万円となりました。

⑤ 当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は9,732百万円となりました。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

① 営業収益

高速道路事業の営業収益については、好況感が持続する景気の動向に支えられ通行台数も堅調に推移し、338,734百万円となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に28,299百万円、休憩所等事業の営業収益については、地域特性を活かしたサービス展開に努めたことにより12,618百万円、その他の事業の営業収益については843百万円となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益は、合計で380,482百万円となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業にかかる営業費用は、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により318,972百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に28,298百万円、休憩所等事業については、機構への連結料の支払いや減価償却費等により8,335百万円、その他の事業については903百万円となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、356,494百万円となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で23,988百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が19,762百万円、受託事業が0百万円、休憩所等事業が4,282百万円、その他の事業は60百万円の営業損失であります。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、原因者負担収入499百万円、持分法による投資利益3百万円及び土地物件貸付料197百万円等の計上により978百万円、営業外費用は支払利息531百万円等の計上により640百万円となりました。

④ 経常利益

上記の結果、当中間連結会計期間の経常利益は24,326百万円となりました。

⑤ 中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は13,748百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

① キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

② 資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

① キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

② 資金調達

当中間連結会計期間において、高速道路料金の徴収等の営業活動により調達しており、外部からの資金調達は実施しておりません。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、暫定協定又は協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる当連結会計年度及び当事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額14,423百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額12,095百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループにおいては、当中間連結会計期間において、総額9,885百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当中間連結会計期間においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額8,740百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当中間連結会計期間において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当中間連結会計期間において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

(平成18年9月30日)

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
吹田インターチェンジ 他367箇所等 (大阪府吹田市他)	高速道路事業	料金徴収施設等	25,868	55,712	0 (0)	7,037	88,618	—
吹田SA (上下線) 他249箇所 (大阪府吹田市他)	休憩所等事業	休憩所施設	14,577	270	67,316 (1,519)	77	82,242	—
福岡中央自動車駐車場 (福岡市中央区)	その他の事業	有料駐車場	304	56	0 (0) [5]	2	363	—
トラックターミナル (佐賀県鳥栖市及び熊本 県熊本市)	その他の事業	トラックターミナル	0	0	1,230 (118)	0	1,230	—
竹田高架下等127箇所 (京都市伏見区他)	その他の事業	占用施設等	438	4	0 (0)	1	444	—
本社他社宅等 (大阪府池田市他)	全社 (共通)	本社、支社及び社宅等	9,204	451	11,957 (361) [67]	2,759	24,373	2,642

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、無形固定資産及び建設仮勘定の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当中間連結会計期間における賃借料は865百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 福岡中央自動車駐車場の土地を福岡市から占用しており、当中間連結会計期間における占用料は7百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
4. 休憩所施設の土地には、西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に賃貸している面積259千㎡を含みます。
5. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。
6. 現在休止中の主要な設備はありません。
7. 上記の他、リース設備として情報処理システム機器を賃借しており、当中間連結会計期間における賃借料は、116百万円であります。
8. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

(平成18年9月30日)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路 サービス・ホール ディングス㈱	大阪市中央区	休憩所等事業	休憩所等	67	0	0	345	413	179

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及び無形固定資産の合計であります。
 2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当中間連結会計期間における賃借料は149百万円であります。
 3. 現在休止中の主要な設備はありません。
 4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

高速道路の維持管理事業を行うことを目的に、平成18年10月2日に西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱を、平成18年12月1日に西日本高速道路メンテナンス中国㈱を設立しております。また、休憩所等事業にかかる運営の一部を行うことを目的に、平成18年12月7日に西日本高速道路ロジスティックス㈱を設立しております。

上記子会社について主要な設備に該当するものはありません。また、平成18年12月31日現在の従業員数は10社合計で16名であり、臨時従業員はおりません。

なお、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱及び西日本高速道路ロジスティックス㈱については、有価証券届出書提出日(平成19年2月21日)現在、事業を開始しておりません。

そして、平成19年2月1日の事業開始に伴い、上記子会社10社の従業員数は5,729名となります。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要設備の新設計画は、平成18年12月31日現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

(平成18年12月31日)

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円) (注)		着手	完了
当社 六道料金所他2 箇所	島根県松江市 他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	2,512	1,440	自己資金	平成18年4月	平成19年3月
西日本高速道路 サービス・ホー ルディングス㈱ 黒丸PA他4箇 所	滋賀県東近江 市他	休憩所等事業	営業用建物	220	0	自己資金	平成18年4月	平成19年3月

- (注) 投資予定金額のうち、既支払額については、平成18年11月30日現在の額を記載しております。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる当連結会計年度及び当事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕、一般国道31号（広島呉道路）の修繕等を通じ総額67,169百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額31,348百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）	
高速自動車国道東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越～福岡県京都郡苅田町大字雨窪（新設）	平成18年2月	7,698
高速自動車国道四国横断自動車道中村阿南線	三豊鳥坂インターチェンジ（新設）	平成18年3月	613
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	岡山県岡山市高松田中～岡山県総社市総社（改築）	平成17年10月	397
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	岡山県岡山市高松田中～岡山県総社市総社（改築）	平成18年3月	119
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	岡山県真庭市社～岡山県真庭市豊栄（改築）	平成17年10月	798
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	岡山県真庭市社～岡山県真庭市豊栄（改築）	平成18年3月	77
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	大阪府松原市～大阪府泉南市（改築）	平成18年2月	997
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	平成17年度修繕事業	平成17年12月	2,575
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	平成17年度修繕事業	平成18年3月	16,263
一般国道31号（広島呉道路）	平成17年度修繕事業	平成17年12月	18
一般国道31号（広島呉道路）	平成17年度修繕事業	平成18年3月	38
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧事業	平成18年3月	1,733
一般国道201号（八木山バイパス）	災害復旧事業	平成18年3月	15
合計	—	31,348	

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕、一般国道31号（広島呉道路）の修繕等を通じ総額64,489百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額956百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	宍道インターチェンジ（改築）	平成18年9月	209
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	平成18年度修繕事業	平成18年6月	729
一般国道31号（広島呉道路）	平成18年度修繕事業	平成18年6月	11
一般国道201号（八木山バイパス）	平成18年度修繕事業	平成18年6月	5
合計		—	956

（注） 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

平成18年9月30日現在における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

(平成18年9月30日)

区分		年間賃借料 (百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (東近江市から西宮市まで(八日市インターチェンジを含まない。))	476,119
	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (甲賀市から神戸市まで(仮称)甲賀土山インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (三木市から小浜市まで(仮称)小浜インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中国縦貫自動車道	
	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	
	高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	
	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	
	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	
	高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	
	高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	
	高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	
	高速自動車国道四国縦貫自動車道	
	高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線	
	高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	
	高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	
	高速自動車国道東九州自動車道	
	高速自動車国道関西国際空港線	
	高速自動車国道関門自動車道	
	高速自動車国道沖縄自動車道	
	一般国道1号(京滋バイパス)	
	一般国道1号(第二京阪道路)	
	一般国道2号(第二神明道路)	
	一般国道2号(広島岩国道路)	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	
	一般国道9号(安来道路)	
	一般国道9号(江津道路)	
	一般国道10号(椎田道路)	
	一般国道10号(宇佐別府道路)	
	一般国道10号(日出バイパス)	
	一般国道10号(延岡南道路)	
	一般国道10号(隼人道路)	
	一般国道11号(高松東道路)	
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))	
	一般国道34号(長崎バイパス)	
	一般国道42号(湯浅御坊道路)	
	一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))	
	一般国道478号(京滋バイパス)	
一般国道478号(京都縦貫自動車道)		
一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))		
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))		

区分		年間賃借料 (百万円) (注1)
一の路線	一般国道31号(広島県道路)	2,686
	一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)	1,048
	一般国道201号(八木山バイパス)	1,319
	一般国道506号(那覇空港自動車道(南風原道路))	468
合計		481,641

(注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る平成18年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。またこれらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

2. 平成18年9月30日までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、平成18年12月31日現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

(平成18年12月31日)

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注5)	完了(注6)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	31,363	519 [34]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	107,065	5,988 [—]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(注4)	2,009,154	49,650 [—]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	108,656	20,205 [1,904]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	66,985	3,855 [—]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	21,348	54 [—]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	27,562	1,379 [414]	平成8年7月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	70,144	94 [—]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	22,745	1,776 [1,379]	平成11年1月	平成24年3月
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	3,308	2 [66]	平成5年12月	平成28年3月
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	56,458	6,069 [14,687]	平成10年1月	平成22年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	1,499	7,387 [—]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線	237,998	9,635 [631]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線	614	5 [—]	平成5年12月	平成24年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	12,385	179 [653]	平成16年6月	平成26年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	7,424	0 [—]	平成18年4月	平成26年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	3,394	186 [—]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	470,132	38,803 [7,045]	平成5年12月	平成29年3月
一般国道1号(第二京阪道路)	109,695	5,520 [—]	平成4年11月	平成22年3月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	59,236	292 [—]	平成13年6月	平成25年3月
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))	2,296	0 [—]	平成18年4月	平成22年9月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 既支払額については、平成18年11月30日現在の額を記載しております。なお、平成18年11月30日時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち、「当面着工しない区間」は、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しないこととしています。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該

区間の残事業費を含めて会社の収支予算の明細を算出していることに合わせ、当該区間の建設予定金額の総額を含めて記載しています。

5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しております。
6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
7. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、平成18年度以降の5連結会計年度において120,669百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で29,402百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	95,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成17年10月1日	95,000,000	95,000,000	47,500	47,500	47,500	47,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(4)【所有者別状況】

(平成18年12月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数(単元)	949,999	—	—	—	—	—	—	949,999	100
所有株式数の割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(5) 【大株主の状況】

(平成18年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	43,202	0.05
計	—	95,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成18年12月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	949,999	—

② 【自己株式等】

(平成18年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを最優先課題の一つとし、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役会長	—	石田 孝	昭和18年1月29日生	昭和41年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成4年6月 同 取締役 平成11年6月 同 専務執行役員 都市環境カンパニー執行副 社長 平成14年6月 コベルコ建機株式会社 代表取 締役社長 平成16年4月 コベルコクレーン株式会社 代 表取締役社長 (兼) コベルコ建機株式会社 代表取締役会長 平成17年10月 当社代表取締役会長 (現在) 平成18年6月 (主要な兼職) 西日本高速道路 サービス・ホールディングス株 式会社 代表取締役会長	—
代表取締役社長	—	奥田 楯彦	昭和19年9月9日生	昭和43年4月 日本道路公団入社 平成13年2月 同 中部支社長 平成14年7月 同 審議役 平成15年6月 財団法人 道路サービス機構 参与 平成16年6月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社代表取締役社長 (現在)	—
専務取締役	—	山本 正堯	昭和18年10月11日生	昭和43年4月 建設省 (現 国土交通省) 入省 平成10年6月 同 都市局長 平成13年1月 国土交通省 政策統括官 平成13年8月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社専務取締役 (現在)	—
取締役	—	河本 造	昭和29年2月21日生	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成11年12月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフリーダー 平成12年6月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同 グループ経営推進本部 グループ経営管理支援グ ループ チーフマネジャー 平成17年10月 当社取締役 (現在)	—
取締役	—	高田 邦彦	昭和21年7月26日生	昭和46年4月 建設省 (現 国土交通省) 入省 平成11年7月 同 関東地方建設局長 平成12年10月 財団法人 日本建設情報総合セ ンター 審議役 平成14年3月 広島高速道路公社 理事長 平成17年4月 財団法人 日本建設情報総合セ ンター 審議役 平成17年10月 当社取締役 (現在)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	—	石川 浩三	昭和22年9月25日生	昭和46年4月 国税庁入庁 平成12年7月 同 東京国税不服審判所次席国 税審判官 平成14年7月 同 名古屋国税不服審判所長 平成15年7月 財団法人ハイウェイ交流セン ター 監事 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現在)	—
監査役 (非常勤)	—	惣福脇 亨	昭和17年7月20日生	昭和41年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同 執行役員 経営管理室長 平成14年7月 同 執行役員 熊本支店長 平成16年6月 同 監査役 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在)	—
監査役 (非常勤)	—	土岐 憲三	昭和13年8月29日生	昭和41年4月 京都大学 工学部助教授 昭和51年4月 京都大学 防災研究所教授 平成5年4月 京都大学 工学部教授 平成9年12月 京都大学 大学院工学研究科長 兼工学部長 平成13年4月 京都大学 総長補佐 平成14年4月 立命館大学 理工学部教授 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在)	—
計					—

(注) 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における迅速な意思決定、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、取締役5名で構成され、当社取締役会規程に基づき月1回開催を原則とし、必要に応じて随時開催しております。取締役会では、法令及び定款で定められた事項その他業務執行に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の職務の執行の監督を行い、法令に定められた事項のほか必要と認められる事項について報告を受けております。なお、監査役3名も出席しております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、当社監査役会規程に基づき、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

(c) その他

当社では経営会議を原則毎月2回開催しています。経営会議は、取締役5名、執行役員4名及び常勤監査役1名で構成され、会社の経営に関する基本的事項について協議調整を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

(a) コンプライアンス委員会

役員及び従業員の遵法精神の徹底とより高度な倫理観の確立を図り、社内秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止に資するため本社に設置しております。

(b) コンプライアンス通報・相談窓口

自律的に社内秩序や規律の維持を図り、不祥事の抑制・抑止を図るため、社内及び弁護士事務所に設置しております。

(c) 西日本高速道路株式会社行動憲章

役員及び従業員が様々な局面で実践すべき行動指針として制定しております。

(d) 内部統制システムの構築にかかる取締役会の決議

平成18年5月2日開催の取締役会において会社法第362条第4項第6号に基づく内部統制の整備及び構築に関する事項を決議しております。

(e) その他

役員及び従業員のコンプライアンスの向上を図るため、コンプライアンス講習会を本社、支社等で順次実施しております。また、職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に基づいて保存及び管理を行っております。

③ 監査役監査の状況

監査役監査は、3名の社外監査役からなる監査役会において定めた監査の方針及び監査の計画等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役室所属従業員3名については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役の意見を尊重することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、監査役監査を効率的に行うため、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれの監査結果について意見交換等をするなど連携に努めております。

さらに、取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行うとともに、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合、速やかに当該事項について報告を行うこととしています。

④ 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、執行役員1名を監査部担当としております。監査部には、監査部長以下6名の従業員を置いて、当社内部監査規程に基づき、会社業務全般にわたり内部監査を行うとともに、その結果を会長に報告することとなっております。

⑤ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員	川島 育也	新日本監査法人
	橋留 隆志	
	小市 裕之	
	近藤 浩明	

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補6名であります。

⑥ 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

		年間報酬総額 (千円)	
取締役 (5名)	社内 (5名)	47,000	
	社外 (0名)	0	
監査役 (3名)	社内 (0名)	0	
	社外 (3名)	11,000	
会計監査人	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	20,000	
	上記以外の業務に基づく報酬	-	

(注) 年間報酬総額については、当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) の実績を記載しております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に影響を及ぼすおそれのあるリスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置づけ取り組んでおり、代表取締役会長を委員長とする経営リスク管理委員会を設置し、リスクの抽出、要因の特定及び分析並びにリスク対応戦略の策定、実施及び評価等を行い、経営への影響を最小限に抑制し社会的責任を果たすよう、体制の構築を図っております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ会社の経営管理に関する社内規程を制定し、グループ会社各社の適正かつ効率的な経営と業務執行を確保し、グループ全体の健全な発展を図るための体制を整えております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。
- (3) 当社は、平成17年10月1日に設立され、第1期を平成17年10月1日から平成18年3月31日までとしており、連結財務諸表及び財務諸表の作成初年度であるため、前連会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

2. 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。
なお、高速道路事業等会計規則は、「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令」（平成18年国土交通省令第91号）により改正されております。このため、同省令附則第2項により、当事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の高速道路事業会計規則によっており、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の高速道路事業等会計規則によっております。
- (3) 当社は、平成17年10月1日に設立され、第1期を平成17年10月1日から平成18年3月31日までとし、第2期を平成18年4月1日から平成19年3月31日までとしており、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

3. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表並びに当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について新日本監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金			133,061	
2. 高速道路事業営業未収 入金			48,417	
3. 未収入金			14,177	
4. 短期貸付金			18,006	
5. 仕掛道路資産			104,759	
6. その他			9,582	
貸倒引当金			△183	
流動資産合計			327,821	62.4
II 固定資産				
1. 有形固定資産				
(1) 建物及び構築物		42,559		
減価償却累計額		△1,073	41,486	
(2) 機械装置及び運搬具		59,214		
減価償却累計額		△3,578	55,635	
(3) 土地			83,436	
(4) その他		6,265		
減価償却累計額		△625	5,640	
有形固定資産合計			186,198	35.5
2. 無形固定資産			3,756	0.7
3. 投資その他の資産				
(1) 長期前払費用			5,397	
(2) その他	※2		2,504	
貸倒引当金			△924	
投資その他の資産合計			6,976	1.3
固定資産合計			196,931	37.5
III 繰延資産			163	0.0
資産合計	※1		524,916	100.0

		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 高速道路事業営業未払金		98,200	
2. 1年以内返済予定長期借入金		5,714	
3. 未払金		26,444	
4. 未払法人税等		11,989	
5. 前受金		34,313	
6. 賞与引当金		1,833	
7. ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金		717	
8. 回数券払戻引当金		302	
9. その他		7,072	
流動負債合計		186,587	35.5
II 固定負債			
1. 道路建設関係社債	※1	40,000	
2. 道路建設関係長期借入金		77,000	
3. 長期借入金		45,808	
4. 退職給付引当金		57,551	
5. ETCマイレージサー ビス引当金		5,747	
6. その他		7,128	
固定負債合計		233,236	44.4
負債合計		419,823	79.9
(少数株主持分)			
少数株主持分		—	—
(資本の部)			
I 資本金	※4	47,500	9.0
II 資本剰余金		47,500	9.0
III 利益剰余金		10,092	1.9
資本合計		105,092	20.0
負債、少数株主持分及び 資本合計		524,916	100.0

②【中間連結貸借対照表】

		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金			59,080	
2. 高速道路事業営業未収 入金			45,267	
3. 短期貸付金			12,003	
4. 仕掛道路資産			168,292	
5. その他			21,692	
貸倒引当金			△57	
流動資産合計			306,278	59.5
II 固定資産				
1. 有形固定資産				
(1)建物及び構築物		53,034		
減価償却累計額		△2,570	50,463	
(2)機械装置及び運搬具		64,960		
減価償却累計額		△8,464	56,496	
(3)土地			83,260	
(4)その他		7,686		
減価償却累計額		△1,140	6,545	
有形固定資産合計			196,766	38.3
2. 無形固定資産			3,677	0.7
3. 投資その他の資産				
(1)長期前払費用			4,581	
(2)その他	※2		3,812	
貸倒引当金			△963	
投資その他の資産合計			7,430	1.4
固定資産合計			207,874	40.4
III 繰延資産				
繰延資産			85	0.0
資産合計	※1		514,238	100.0

		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 高速道路事業営業未払金		75,476	
2. 1年以内返済予定長期借入金		7,417	
3. 未払法人税等		11,485	
4. 前受金		17,398	
5. 賞与引当金		2,158	
6. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		859	
7. 回数券払戻引当金		256	
8. その他	※4	34,104	
流動負債合計		149,157	29.0
II 固定負債			
1. 道路建設関係社債	※1	39,949	
2. 道路建設関係長期借入金		77,000	
3. 長期借入金		43,753	
4. 退職給付引当金		59,553	
5. ETCマイレージサービス引当金		5,492	
6. その他		12,493	
固定負債合計		238,242	46.3
負債合計		387,400	75.3

		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金			47,500	9.2
2. 資本剰余金			55,497	10.7
3. 利益剰余金			23,840	4.6
株主資本合計			126,838	24.6
II 評価・換算差額等			—	—
III 新株予約権			—	—
IV 少数株主持分			—	—
純資産合計			126,838	24.6
負債純資産合計			514,238	100.0

③【連結損益計算書】

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益			499,334	100.0
II 営業費用	※2			
1. 道路資産賃借料		217,137		
2. 高速道路等事業管理費 及び売上原価		232,616		
3. 販売費及び一般管理費	※1	29,810	479,564	96.0
営業利益			19,769	3.9
III 営業外収益				
1. 土地物件貸付料		227		
2. 原因者負担収入		552		
3. 持分法による投資利益		79		
4. 工事負担金収入		256		
5. その他		584	1,700	0.3
IV 営業外費用				
1. 支払利息		474		
2. ハイウェイカード払戻 費用		106		
3. その他		236	817	0.1
経常利益			20,652	4.1
税金等調整前当期純利 益			20,652	4.1
法人税、住民税及び事 業税		11,360		
法人税等調整額		△440	10,920	2.1
少数株主利益			—	—
当期純利益			9,732	1.9

④【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益			380,482	100.0
II 営業費用				
1. 道路資産賃借料		249,213		
2. 高速道路等事業管理費 及び完成原価		80,266		
3. 販売費及び一般管理費	※1	27,014	356,494	93.6
営業利益			23,988	6.3
III 営業外収益				
1. 受取利息		63		
2. 土地物件貸付料		197		
3. 原因者負担収入		499		
4. 持分法による投資利益		3		
5. その他		215	978	0.2
IV 営業外費用				
1. 支払利息		531		
2. その他		109	640	0.1
経常利益			24,326	6.3
V 特別利益				
1. 前期機械装置除却損修 正益		171		
2. 損建区分修正		59		
3. その他特別利益		50	280	0.0

		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
VI 特別損失				
1. 前期利用促進費修正損		284		
2. 偽造ハイウェイカード 損失		361		
3. 固定資産評価調整損	※2	289		
4. その他特別損失		86	1,022	0.2
税金等調整前中間純利 益			23,584	6.1
法人税、住民税及び事 業税		10,806		
法人税等調整額		△969	9,836	2.5
少数株主利益			—	—
中間純利益			13,748	3.6

⑤【連結剰余金計算書】

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)			
I	資本剰余金期首残高		47,500
II	資本剰余金期末残高		47,500
(利益剰余金の部)			
I	利益剰余金期首残高		—
II	利益剰余金増加高		
	1. 当期純利益	9,732	
	2. 民営化に伴う税効果調 整額	360	10,092
III	利益剰余金減少高		—
IV	利益剰余金期末残高		10,092

⑥【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	47,500	47,500	10,092	105,092
中間連結会計期間中の変動額				
固定資産評価額の調整		7,997		7,997
中間純利益			13,748	13,748
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	—	7,997	13,748	21,746
平成18年9月30日残高（百万円）	47,500	55,497	23,840	126,838

	評価・換算 差額等	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成18年3月31日残高（百万円）	—	—	—	105,092
中間連結会計期間中の変動額				
固定資産評価額の調整				7,997
中間純利益				13,748
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	—	—	—	21,746
平成18年9月30日残高（百万円）	—	—	—	126,838

（注） 資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額の調整によるものです。

⑦【連結キャッシュ・フロー計算書】

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		20,652
減価償却費		5,603
退職給付引当金の増減額		1,192
賞与引当金の増減額		△189
E T Cマイレージサービス引当金の増減額		4,486
貸倒引当金の増減額		86
受取利息		0
支払利息		1,479
固定資産除却損		1,308
売上債権の増減額		△9,838
たな卸資産の増減額		△36,226
仕入債務の増減額		94,015
その他		△13,273
小計		69,295
利息の受取額		0
利息の支払額		△1,443
法人税等の支払額		—
営業活動によるキャッシュ・フロー		67,852
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出		△11,846
固定資産の売却による収入		739
貸付金の回収による収入		17
投資活動によるキャッシュ・フロー		△11,089

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		20,000
長期借入金の返済による支出		△33,353
道路建設関係社債の発行による収入		39,810
財務活動によるキャッシュ・フロー		26,457
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—
V 現金及び現金同等物の増減額		83,220
VI 現金及び現金同等物の期首残高		67,840
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※	151,061

(注) 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△36,226百万円には、独立行政法人高速道路保有債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人高速道路保有債務返済機構（以下、「機構という。」）に帰属したたな卸し資産の額31,348百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△33,353百万円には、同項の規定により機構が行った債務引受の額△31,200百万円が含まれております。

⑧【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益		23,584
減価償却費		7,476
退職給付引当金の増減額		190
賞与引当金の増減額		324
E T Cマイレージサービス引当金の増減額		△255
貸倒引当金の増減額		△87
受取利息		△63
支払利息		1,460
固定資産除却損		803
売上債権の増減額		13,091
たな卸資産の増減額		△62,036
仕入債務の増減額		△36,196
その他		△3,919
小計		△55,627
利息の受取額		54
利息の支払額		△1,462
法人税等の支払額		△11,970
営業活動によるキャッシュ・フロー		△69,005
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出		△3,838
固定資産の売却による収入		76
営業譲受等に伴う支出		△4,724
投資活動によるキャッシュ・フロー		△8,486

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッ シュ・フロー		
長期借入金の返済によ る支出		△2,492
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△2,492
Ⅳ 現金及び現金同等物に係 る換算差額		—
Ⅴ 現金及び現金同等物の増 減額		△79,984
Ⅵ 現金及び現金同等物の期 首残高		151,061
Ⅶ 現金及び現金同等物の中 間期末残高	※	71,076

(注) 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△62,036百万円には、独立行政法人高速道路保有債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人高速道路保有債務返済機構（以下、「機構という。」）に帰属したたな卸し資産の額956百万円が含まれております。なお、同項の規定により機構が行った債務引受の額はありません。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項	
(1) 連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)	
(2) 非連結子会社の数	17社
非連結子会社の名称	
(株)ウエイシステム関西、沖縄道路サービス(株)、近畿ハイウェイサービス(株)、四国ハイウェイサービス(株)、第一道路サービス(株)、(株)大同ハーテックス、中国道路サービス(株)、中九州道路サービス(株)、西中国道路サービス(株)、(株)ハイウェル、南九州道路サービス(株)、(株)ウエストパトロール、九州ハイウェイ・パトロール(株)、四国道路エンジニア(株)、(株)クローバーテクノ、ケイケイエム(株)、(株)山陽メンテック	
(連結の範囲から除いた理由)	
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。	
2. 持分法の適用に関する事項	
(1) 持分法適用の関連会社数	1社
会社の名称	
九州高速道路ターミナル(株)	
(2) 持分法を適用していない非連結子会社数	17社
持分法を適用していない関連会社数	17社
会社の名称	
上記の非連結子会社及び中日本道路サービス(株)、東日本道路サービス(株)、北陸ハイウェイトールサービス(株)、(株)西日本ハイウェイ・サービス、中日本ハイウェイ・パトロール(株)、東日本ハイウェイ・パトロール(株)、(株)エフディイー、(株)オーデックス、道路通信エンジニア(株)、(株)ハーディア、(株)アスウェイ、四国ロードサービス(株)、(株)テクノナム、(株)ショウテクノ、(株)高速道路計算センター、(株)エヌ・ケー・ワイ、道栄(株)	
(持分法を適用しない理由)	
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。	

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一です。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

② 原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

構築物	7年～50年
機械装置	5年～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しています。

② 道路建設関係社債発行差金

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式
によっています。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しています。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、効果の発現する期間の見積りが可
能なものは、その見積年数で均等償却しています。た
だし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却して
います。

7. 利益処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分につい
て、連結会計年度中に確定した利益処分に基づき作成
しています。

8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金
可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスク
しか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来
する短期投資からなっています。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度
(平成18年3月31日)

※1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債40,000百万円の担保に供しています。

※2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。

投資その他の資産（その他） 195百万円

3. 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	11,774,453百万円
東日本高速道路(株)	70,063百万円
中日本高速道路(株)	58,038百万円
計	11,902,554百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた以下の金額については、(1)と同様に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	17,600百万円
------------------------	-----------

また、日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額については、連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	13,600百万円
------------------------	-----------

なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が31,200百万円減少しています。

当連結会計年度
(平成18年3月31日)

※4. 当社の発行済株式総数は、普通株式95,000千株です。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
※1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおりです。	
給与手当	3,439百万円
賞与引当金繰入額	1,095百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	485百万円
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,747百万円
利用促進費	12,146百万円
※2. 研究開発費の総額は、502百万円です。	

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
※	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)
現金及び預金勘定	133,061百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	17,999百万円
現金及び現金同等物	151,061百万円

(リース取引関係)

当連結会計年度
 (自 平成17年10月1日
 至 平成18年3月31日)

(借主側)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物及び構築物	8	1	7
その他(工具器具備品)	323	64	259
無形固定資産(ソフトウェア)	142	20	122
合計	474	86	388

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	163百万円
1年超	224百万円
合計	388百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	86百万円
減価償却費相当額	86百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

2. オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

1年以内	477,795百万円
1年超	23,289,651百万円
合計	23,767,446百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されます。

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成18年3月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けています。

2. 退職給付債務に関する事項

	当連結会計年度 (平成18年3月31日現在) (百万円)
(1) 退職給付債務	△80,913
(2) 年金資産	25,811
(3) 未積立退職給付債務 ((1)+(2))	△55,101
(4) 未認識数理計算上の差異	△2,450
(5) 連結貸借対照表計上額純額 ((3)+(4))	△57,551
(6) 前払年金費用	—
(7) 退職給付引当金 ((5)-(6))	△57,551

3. 退職給付費用に関する事項

	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) (百万円)
(1) 勤務費用 (注)	1,317
(2) 利息費用	793
(3) 期待運用収益	△57
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	—
(5) 退職給付費用 ((1)+(2)+(3)+(4))	2,054

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しています。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
(1) 割引率	2.00%
(2) 期待運用収益率	0.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。)

(税効果会計関係)

当連結会計年度
(平成18年3月31日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	366百万円
賞与引当金	741百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん 引当金	290百万円
未払事業税	1,032百万円
退職給付引当金	23,293百万円
E T Cマイレージサービス引当金	2,326百万円
その他	293百万円

繰延税金資産小計 28,344百万円

評価性引当額 △27,544百万円

繰延税金資産合計 800百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 40.5%

(調整)

評価性引当額 12.6%

その他 △0.1%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 53.0%

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	休憩所等 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	355,078	141,720	2,351	183	499,334	—	499,334
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	355,078	141,720	2,351	183	499,334	—	499,334
営業費用	336,775	141,685	984	119	479,564	—	479,564
営業利益	18,302	34	1,367	64	19,769	—	19,769
II 資産、減価償却費及び資本的 支出							
資産	270,643	12,105	72,784	1,820	357,353	167,562	524,916
減価償却費	4,668	1	225	30	4,925	659	5,585
資本的支出	13,177	—	101	—	13,279	3,800	17,079

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
休憩所等事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等

3. 「消去又は全社」に含めた全社資産の金額及び主な内容は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (百万円)	主要内容
消去又は全社の項目に含めた全社 資産の金額	167,614	当社での余資運用資金（現金及び預金等）及び 管理部門に係る資産等

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	転籍 2名	道路の新設等の受託等	受託事業収入等	134,698	未収入金	215
								受託業務前受金の受入	21,182	受託業務前受金	769
										未収入金	9,158

(注) 1. 上記取引の取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しています。

2. 取引金額には、受託業務前受金の受入を除き、消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	217,137	高速道路事業営業未払金	41,424
							道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	31,348	高速道路事業営業未収入金	1,713
								債務の引渡及び債務保証(注2)	17,600	-	-
								債務の引渡及び債務保証(注3)	13,600	-	-
							借入金の連帯債務	債務保証(注4)	11,774,453	-	-
当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-								
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路㈱	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金の連帯債務	債務保証(注4)	70,063	-	-
							当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-	
							料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	19,689	高速道路事業営業未払金	5,985
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路㈱	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金の連帯債務	債務保証(注4)	58,038	-	-
								当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算金の受入等	15,866	未収入金	329
								民営化に伴うETC前受金の精算	-	高速道路事業営業未収入金	8,554

(注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により、国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っています。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた金額については、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借り入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は支払っていません。
6. 取引金額及び期末残高には、債務保証を除き、消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,106.23円
1株当たり当期純利益金額	102.44円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
当期純利益(百万円)	9,732
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	9,732
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000

(重要な後発事象)

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(事業の譲受け)

当社並びに当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)は、平成18年4月1日に、財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業、店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業等を譲受けました。

1. 譲り受けた相手方の概要

商号	(財)道路サービス機構	(財)ハイウェイ交流センター
本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区
設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日
代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博
基本財産	15億円	15億円

2. 譲り受けた事業内容

SA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業
店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業等

3. 譲り受けた資産・負債の額

資産価額 17,809百万円

(主な内容:銀行預金3,663百万円、SA・PAに関する営業用建物7,953百万円、同建物附属設備2,686百万円、共同施設負担金1,460百万円)

負債価額 9,213百万円

(主な内容:長期借入金2,141百万円、建設協力預り金及び預り保証金5,031百万円、退職給付引当金1,812百万円)

4. その他

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)は、平成18年4月1日の財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センターからの事業譲受に伴い、両財団から転籍社員211名を受け入れ、事業に着手しました。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 1社

連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 非連結子会社数 17社

非連結子会社の名称

(株)ウェイシステム関西、沖縄道路サービス(株)、
近畿ハイウェイサービス(株)、四国ハイウェイサー
ビス(株)、第一道路サービス(株)、(株)大同ハーテック
ス、中国道路サービス(株)、中九州道路サービス
(株)、西中国道路サービス(株)、(株)ハイウェル、南九
州道路サービス(株)、(株)ウエストパトロール、九州
ハイウェイ・パトロール(株)、四国道路エンジニア
(株)、(株)クローバーテクノ、ケイケイエム(株)、(株)山
陽メンテック

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計
の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う
額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、い
ずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼして
いないため、連結の範囲から除外しています。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算におい
て所有している等にもかかわらず子会社としな
かった当該他の会社等の名称

中日本道路サービス(株)、中日本ハイウェイ・パ
トロール(株)、(株)アスウェイ、四国ロードサービス
(株)

(子会社としなかった理由)

当社の子会社は、当該他の会社の議決権を50%
以上所有していますが、当該他の会社に対する支
配は一時的であると認められるためです。なお、
当該他の会社は、当社の関連会社に該当していま
す。

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社数 1社
会社の名称

九州高速道路ターミナル(株)

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社数 17社
持分法を適用していない関連会社数 17社
会社の名称

上記の非連結子会社及び中日本道路サービス(株)、中日本ハイウェイ・パトロール(株)、(株)アスウェイ、四国ロードサービス(株)、(株)西日本ハイウェイ・サービス、東日本道路サービス(株)、北陸ハイウェイホールサービス(株)、東日本ハイウェイ・パトロール(株)、(株)エフディイー、(株)オーデックス、道路通信エンジニア(株)、(株)ハーディア、(株)テクナム、(株)ショウテクノ、(株)高速道路計算センター、(株)エヌ・ケー・ワイ、道栄(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一です。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法によっています。

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

構築物	10～50年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。

③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しています。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」

(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、126,838百万円です。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当中間連結会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しています。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金54百万円は、当中間連結会計期間の道路建設関係社債から控除して表示しています。

(金融商品に関する会計基準等)

当中間連結会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しています。

これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微です。

(企業結合及び事業分離等に関する会計基準)

当中間連結会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しています。

追加情報

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(固定資産評価額等の調整)

国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当中間連結会計期間において7,997百万円(貯蔵品△1,163百万円、仕掛道路資産△2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械装置及び運搬具△5,706百万円、その他1,410百万円、関連事業固定資産 その他973百万円、各事業共用固定資産 △1,187百万円、その他92百万円)調整し、資本剰余金を同額増加させています。

これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当中間連結会計期間の特別損失に固定資産評価調整損として計上しています。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末
(平成18年9月30日)

※1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債39,949百万円(額面40,000百万円)の担保に供しています。

※2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。

投資その他の資産(その他) 196百万円

3. 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	11,118,987百万円
東日本高速道路(株)	62,554百万円
中日本高速道路(株)	53,033百万円
計	11,234,574百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた以下の金額については、(1)と同様に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	17,600百万円
------------------------	-----------

また、日本道路公団が政府から借入れをした以下の金額については、連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	13,600百万円
------------------------	-----------

当中間連結会計期間末
(平成18年9月30日)

※4. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、
金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」
に含めて表示しています。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
※1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおりです。	
給与手当	3,675百万円
賞与引当金繰入額	1,177百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	859百万円
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,492百万円
利用促進費	8,330百万円
※2. 固定資産評価調整損	
当社成立時の固定資産評価額調整にともない、減価償却累計額の調整を実施したものです。	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (株)	当中間連結会計期間増加株式数 (株)	当中間連結会計期間減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末株式数 (株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借
対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成18年9月30日現在)

現金及び預金勘定	59,080百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件 付現先(短期貸付金勘定)	11,996百万円
現金及び現金同等物	71,076百万円

(リース取引関係)

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

(借主側)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	3	0	2
その他(工具器具備品)	436	160	275
無形固定資産(ソフトウェア)	145	38	107
合計	585	200	385

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	186百万円
1年超	199百万円
合計	385百万円

(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	116百万円
減価償却費相当額	116百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

2. オペレーティング・リース取引

① 道路資産の未経過リース料

1年以内	486,143百万円
1年超	23,030,296百万円
合計	23,516,440百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されます。

② その他の資産の未経過リース料

1年以内	2百万円
1年超	4百万円
合計	7百万円

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	休憩所等 事業 (百万円)	その他 の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	338,721	28,299	12,618	843	380,482	—	380,482
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	13	—	—	—	13	(13)	—
計	338,734	28,299	12,618	843	380,495	(13)	380,482
営業費用	318,972	28,298	8,335	903	356,510	(16)	356,494
営業利益又は営業損失(△)	19,762	0	4,282	△60	23,984	3	23,988

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
休憩所等事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

当社並びに当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社による事業譲受

1. 企業結合の概要

相手企業等の名称	財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団) 及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	S A・P Aに関する営業用資産の保有に関する事業、店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業
企業結合を行った主な理由	S A・P A事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社及び当社子会社の西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路株式会社 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社

2. 中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成18年9月30日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金8,596百万円

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産 4,060百万円

固定資産 13,748百万円

合計 17,809百万円

(2) 負債の額

固定負債 9,213百万円

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,335.14円
1株当たり中間純利益金額	144.72円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の計算上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
中間純利益 (百万円)	13,748
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	13,748
普通株式の期中平均株式数 (千株)	95,000

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(重要な子会社等の設立と企業結合)

高速道路の維持管理業務については、会社全体の安全性・信頼性に直結する本来業務であることから、グループ一丸となった効率的な業務執行体制を構築し、安全で快適な道路空間を提供していくとともに、グループ全体のモチベーションの高揚によるお客様満足度の向上や、社会貢献事業による地域社会・お客様への還元を通して、お客様サービスの向上を図るため、平成18年9月19日の取締役会決議を受けて、次のとおり、当社と目的及び将来展望を共有する子会社を設立するとともに、既存の維持管理業務実施会社から事業を譲り受けています。

1. 西日本高速道路サービス関西株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路サービス関西株式会社
事業内容	高速道路の料金収受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	大阪市北区
代表者	代表取締役社長 染谷 武
資本金	70百万円
発行済株式数	110,000株
発行価額	110百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路サービス関西株式会社と株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社は、株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社の高速道路の料金収受事業を西日本高速道路サービス関西株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金収受事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス関西株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス関西株式会社

② 取得した事業の取得原価及びその内訳
現金80百万円

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の
額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 4百万円

固定資産 76百万円

合計 80百万円

(イ) 負債の額

該当事項なし。

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

2. 西日本高速道路サービス中国株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路サービス中国株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	広島市中区
代表者	代表取締役社長 亀田 良則
資本金	50百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路サービス中国株式会社と株式会社大同ハーテックス、中国道路サービス株式会社及び西中国道路サービス株式会社は、株式会社大同ハーテックス、中国道路サービス株式会社及び西中国道路サービス株式会社の高速道路の料金收受事業を西日本高速道路サービス中国株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	株式会社大同ハーテックス、中国道路サービス株式会社及び西中国道路サービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス中国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス中国株式会社

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金22百万円

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 5百万円

固定資産 17百万円

合計 22百万円

(イ) 負債の額

該当事項なし。

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

3. 西日本高速道路サービス四国株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路サービス四国株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	香川県高松市
代表者	代表取締役社長 荻野 義夫
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社と四国ハイウェイサービス株式会社は、四国ハイウェイサービス株式会社の高速道路の料金收受事業及び交通管理事業を西日本高速道路サービス四国株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	四国ハイウェイサービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス四国株式会社

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金27百万円

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 2百万円

固定資産 24百万円

合計 27百万円

(イ) 負債の額

該当事項なし。

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

4. 西日本高速道路サービス九州株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路サービス九州株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	福岡県太宰府市
代表者	代表取締役社長 町田 光幸
資本金	50百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路サービス九州株式会社と第一道路サービス株式会社、中九州道路サービス株式会社、株式会社西日本ハイウエー・サービス及び南九州道路サービス株式会社は、第一道路サービス株式会社、中九州道路サービス株式会社、株式会社西日本ハイウエー・サービス及び南九州道路サービス株式会社の高速道路の料金收受事業を西日本高速道路サービス九州株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	第一道路サービス株式会社、中九州道路サービス株式会社、株式会社西日本ハイウエー・サービス及び南九州道路サービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス九州株式会社

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金18百万円

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 9百万円

固定資産 13百万円

合計 22百万円

(イ) 負債の額

流動負債 3百万円

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

5. 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	沖縄県浦添市
代表者	代表取締役社長 村田 一廣
資本金	60百万円
発行済株式数	70,000株
発行価額	70百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社と沖縄道路サービス株式会社は、沖縄道路サービス株式会社の高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業を西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	沖縄道路サービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金17百万円

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 13百万円

固定資産 4百万円

合計 17百万円

(イ) 負債の額

該当事項なし。

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

6. 西日本高速道路パトロール関西株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路パトロール関西株式会社
事業内容	高速道路の交通管理事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	大阪市淀川区
代表者	代表取締役社長 野田 圭一
資本金	20百万円
発行済株式数	20,000株
発行価額	20百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路パトロール関西株式会社と株式会社ウエストパトロールは、株式会社ウエストパトロールの高速道路の交通管理事業を西日本高速道路パトロール関西株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	株式会社ウエストパトロール
取得した事業の内容	高速道路の交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路パトロール関西株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路パトロール関西株式会社

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

一百万円

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 464百万円
 固定資産 424百万円
 合計 888百万円

(イ) 負債の額

流動負債 60百万円
 固定負債 827百万円
 合計 888百万円

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

7. 西日本高速道路パトロール九州株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路パトロール九州株式会社
事業内容	高速道路の交通管理事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	福岡市博多区
代表者	代表取締役社長 合志 徹夫
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路パトロール九州株式会社と九州ハイウェイ・パトロール株式会社は、九州ハイウェイ・パトロール株式会社の高速道路の交通管理事業を西日本高速道路パトロール九州株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	九州ハイウェイ・パトロール株式会社
取得した事業の内容	高速道路の交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路パトロール九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路パトロール九州株式会社

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金25百万円

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の

額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 6百万円

固定資産 18百万円

合計 25百万円

(イ) 負債の額

該当事項なし。

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

8. 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社
事業内容	高速道路の保全事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	福岡市博多区
代表者	代表取締役社長 重永 正敏
資本金	160百万円
発行済株式数	301,000株
発行価額	301百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社と株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社は、株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社の高速道路の保全事業を西日本高速道路メンテナンス九州株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年4月予定
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金263百万円

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 31百万円

固定資産 231百万円

合計 263百万円

(イ) 負債の額

該当事項なし。

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

9. 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社

(1) 子会社の設立

商号	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社
事業内容	高速道路の保全事業
設立年月日	平成18年12月1日
所在地	広島市東区
代表者	代表取締役社長 坂上 隆二
資本金	40百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

(2) 当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社と株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンスは、株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンスの高速道路の保全事業を西日本高速道路メンテナンス中国株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結する予定です。

企業結合の概要

相手企業等の名称	株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年6月予定
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社

10. 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社

子会社の設立予定

商号	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社
事業内容	高速道路の保全事業
設立年月日	平成19年3月予定
所在地	大阪府茨木市
代表者	代表取締役社長 牧浦 信一
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

(多額な社債の発行)

当社は、平成18年3月22日開催の取締役会の決議（政府保証西日本高速道路債券1,134億円以内）に基づき、平成18年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行し又は発行を予定しております。

区分	政府保証第2回西 日本高速道路債券	政府保証第3回西 日本高速道路債券
発行 総額	金100億円	金150億円
利率	年1.8パーセント	年1.8パーセント
償還方法	満期一括	満期一括
発行 価額	額面100円につき 金99円95銭	額面100円につき 金99円40銭
払込 期日	平成18年10月25日	平成18年11月28日
償還 期日	平成28年10月25日	平成28年11月28日
担保	一般担保	一般担保
用途	高速道路株式会社 法（平成16年法律 第99号）第5条第 1項第1号及び第 2号の事業に要す る資金	高速道路株式会社 法（平成16年法律 第99号）第5条第 1項第1号及び第 2号の事業に要す る資金
その他	独立行政法人日本 高速道路保有・債 務返済機構による 重畳的債務引受	独立行政法人日本 高速道路保有・債 務返済機構による 重畳的債務引受

区分	政府保証第4回西 日本高速道路債券	政府保証第5回西 日本高速道路債券
発行 総額	金150億円	金250億円
利率	年1.7パーセント	年1.8パーセント
償還方法	満期一括	満期一括
発行 価額	額面100円につき 金99円65銭	額面100円につき金 99円50銭
払込 期日	平成18年12月19日	平成19年1月25日
償還 期日	平成28年12月19日	平成29年1月25日
担保	一般担保	一般担保
用途	高速道路株式会社 法（平成16年法律 第99号）第5条第 1項第1号及び第 2号の事業に要す る資金	高速道路株式会社 法（平成16年法律 第99号）第5条第 1項第1号及び第 2号の事業に要す る資金
その他	独立行政法人日本 高速道路保有・債 務返済機構による 重畳的債務引受	独立行政法人日本 高速道路保有・債 務返済機構による 重畳的債務引受

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

区分	政府保証第6回 西日本高速道路 債券
発行 総額	金100億円
利率	年1.8パーセント
償還 方法	満期一括
発行 価額	額面100円につき 金99円85銭
払込 期日	平成19年2月27日
償還 期日	平成29年2月27日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会 社法（平成16年 法律第99号）第 5条第1項第1 号及び第2号の 事業に要する資 金
その他	独立行政法人日 本高速道路保 有・債務返済機 構による重畳的 債務引受

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

(多額な資金の借入)

当社は、平成18年11月20日開催の取締役会の決議（借入569億円以内）に基づき、平成18年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行し、又は実行を予定しています。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関
借入金額	金200億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成18年12月8日
返済期限	平成21年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他17金融機関
借入金額	金100億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成19年2月9日
返済期限	平成21年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

⑨【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	政府保証第1回西日本高速道路債券	平成17.11.25	—	40,000	1.6	有	平成27.11.25
合計	—	—	—	40,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	4,281	5,714	2.00	—
道路建設関係長期借入金	88,200	77,000	1.59	平成21.2.27～ 平成22.8.25
その他の長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	49,394	45,808	1.78	平成20.3.31～ 平成27.3.31
合計	141,876	128,522	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 道路建設関係長期借入金のうち、57,000百万円は政府借入金です。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は31,200百万円です。

4. 道路建設関係長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	—	20,000	—	57,000
その他の長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	7,328	7,878	8,101	7,397

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

		当事業年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金		133,048		
2. 高速道路事業営業未収 入金		48,417		
3. 未収入金		14,194		
4. 短期貸付金		18,006		
5. 仕掛道路資産		104,759		
6. 原材料		362		
7. 貯蔵品		1,558		
8. 受託業務前払金		1,580		
9. 前払金		860		
10. 前払費用		39		
11. 繰延税金資産		800		
12. その他の流動資産		4,378		
貸倒引当金		△183		
流動資産合計		327,820		62.4

区分	注記 番号	当事業年度 (平成18年3月31日)		構成比 (%)
		金額 (百万円)		
II 固定資産				
A 高速道路事業固定資産				
1. 有形固定資産				
(1) 建物		2,011		
減価償却累計額		△52	1,958	
(2) 構築物		25,847		
減価償却累計額		△431	25,415	
(3) 機械装置		53,041		
減価償却累計額		△2,737	50,304	
(4) 車両運搬具		5,545		
減価償却累計額		△745	4,800	
(5) 工具器具備品		4,345		
減価償却累計額		△569	3,776	
(6) 土地			0	
(7) 建設仮勘定			876	
有形固定資産合計			87,132	16.6
2. 無形固定資産			1,334	0.2
高速道路事業固定資産 合計			88,467	16.8

		当事業年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
B 関連事業固定資産			
1. 有形固定資産			
(1) 建物		1,910	
減価償却累計額		△52	1,858
(2) 構築物		3,978	
減価償却累計額		△195	3,782
(3) 機械装置		86	
減価償却累計額		△8	78
(4) 車両運搬具		5	
減価償却累計額		△0	4
(5) 工具器具備品		6	
減価償却累計額		△0	5
(6) 土地			68,580
(7) 建設仮勘定			11
有形固定資産合計			74,320 14.1
2. 無形固定資産			0 0.0
関連事業固定資産合計			74,320 14.1
C 各事業共用固定資産			
1. 有形固定資産			
(1) 建物		8,053	
減価償却累計額		△298	7,754
(2) 構築物		759	
減価償却累計額		△42	716
(3) 機械装置		322	
減価償却累計額		△41	281
(4) 車両運搬具		211	
減価償却累計額		△46	165
(5) 工具器具備品		376	
減価償却累計額		△55	321
(6) 土地			12,753
(7) 建設仮勘定			649
有形固定資産合計			22,642 4.3

区分	注記 番号	当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
2. 無形固定資産			2,421 0.4
各事業共用固定資産合計			25,063 4.7
D その他の固定資産			
1. 有形固定資産			
(1) 土地			2,102
有形固定資産合計			2,102 0.4
その他の固定資産合計			2,102 0.4
E 投資その他の資産			
1. 関係会社株式			146
2. 長期貸付金			114
3. 長期前払費用			5,396
4. その他の投資等			2,176
貸倒引当金			△924
投資その他の資産合計			6,908 1.3
固定資産合計			196,863 37.5
III 繰延資産			
1. 道路建設関係社債発行費			86
2. 道路建設関係社債発行差金			54
繰延資産合計			140 0.0
資産合計	※2		524,824 100.0

		当事業年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 高速道路事業営業未払金	※4	98,200		35.5
2. 1年以内返済予定長期借入金		5,714		
3. 未払金	※4	26,404		
4. 未払費用		634		
5. 未払法人税等		11,989		
6. 預り連絡料金		3,837		
7. 預り金		219		
8. 受託業務前受金		2,360		
9. 前受金		34,313		
10. 賞与引当金		1,833		
11. ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金		717		
12. 回数券払戻引当金		302		
13. その他の流動負債		18		
流動負債合計		186,546		
II 固定負債				
1. 道路建設関係社債	※2	40,000		44.4
2. 道路建設関係長期借入金		77,000		
3. その他の長期借入金		45,808		
4. 受入保証金		3,465		
5. 退職給付引当金		57,551		
6. ETCマイレージサー ビス引当金		5,747		
7. 関門トンネル事業履行 義務債務	※5	3,669		
固定負債合計		233,242		
負債合計		419,788		79.9

区分	注記 番号	当事業年度 (平成18年3月31日)		
		金額 (百万円)		構成比 (%)
(資本の部)				
I 資本金	※1		47,500	9.0
II 資本剰余金				
1. 資本準備金		47,500		
資本剰余金合計			47,500	9.0
III 利益剰余金				
1. 当期末処分利益		10,035		
利益剰余金合計			10,035	1.9
資本合計			105,035	20.0
負債資本合計			524,824	100.0

②【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金		53,066		
2. 高速道路事業営業未収 入金		45,270		
3. 仕掛道路資産等		171,262		
4. その他		28,847		
貸倒引当金		△57		
流動資産合計			298,389	59.0
II 固定資産				
A 高速道路事業固定資産				
1. 有形固定資産				
(1) 機械及び装置		51,725		
(2) その他		35,615		
有形固定資産合計	※1	87,340		
2. 無形固定資産		1,277		
高速道路事業固定資産 合計			88,618	17.5
B 関連事業固定資産				
1. 有形固定資産				
(1) 土地		68,546		
(2) その他		15,733		
有形固定資産合計	※1	84,279		
2. 無形固定資産		0		
関連事業固定資産合計			84,280	16.6
C 各事業共用固定資産				
1. 有形固定資産				
	※1	22,271		
2. 無形固定資産		2,101		
各事業共用固定資産合 計			24,373	4.8

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
D その他の固定資産				
1. 有形固定資産	※1	2,758		
その他の固定資産合計			2,758	0.5
E 投資その他の資産				
1. 投資その他の資産		7,488		
貸倒引当金		△963		
投資その他の資産合計			6,524	1.2
固定資産合計			206,555	40.9
III 繰延資産			64	0.0
資産合計	※2		505,009	100.0
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 高速道路事業営業未払金		75,476		
2. 1年以内返済予定長期借入金		7,417		
3. 賞与引当金		1,994		
4. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		859		
5. 回数券払戻引当金		256		
6. その他	※5	60,983		
流動負債合計			146,988	29.1

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
II 固定負債				
1. 道路建設関係社債	※2	39,949		
2. 道路建設関係長期借入金		77,000		
3. その他の長期借入金		43,753		
4. 退職給付引当金		57,796		
5. ETCマイレージサービス引当金		5,492		
6. 閉門トンネル事業履行義務債務	※4	4,295		
7. その他		4,086		
固定負債合計			232,374	46.0
負債合計			379,363	75.1
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金			47,500	9.4
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		47,500		
(2) その他資本剰余金		7,997		
資本剰余金合計			55,497	10.9
3. 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
別途積立金		9,280		
繰越利益剰余金		13,368		
利益剰余金合計			22,649	4.4
株主資本合計			125,646	24.8
II 評価・換算差額等			—	—
III 新株予約権			—	—
純資産合計			125,646	24.8
負債純資産合計			505,009	100.0

③【損益計算書】

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%) (注)
I 高速道路事業営業損益				
1. 営業収益				
(1) 料金収入		322,878		
(2) 道路資産完成高		31,348		
(3) その他の売上高		851	355,078	71.1
2. 営業費用	※			
(1) 道路資産賃借料		217,137		
(2) 道路資産完成原価		31,348		
(3) 管理費用		88,289	336,775	67.4
高速道路事業営業利益			18,302	3.6
II 関連事業営業損益				
1. 営業収益				
(1) 直轄高速道路事業営業収益		65,175		
(2) 受託事業営業収益		76,544		
(3) 道路休憩所事業営業収益		2,351		
(4) その他の事業営業収益		183	144,255	28.8
2. 営業費用	※			
(1) 直轄高速道路事業営業費		65,175		
(2) 受託事業営業費		76,509		
(3) 道路休憩所事業営業費		961		
(4) その他の事業営業費		119	142,765	28.5
関連事業営業利益			1,489	0.2
全事業営業利益			19,792	3.9

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%) (注)
Ⅲ 営業外収益				
1. 物品売却益		17		
2. 土地物件貸付料		227		
3. 原因者負担収入		552		
4. 工事負担金収入		256		
5. 雑収入		566	1,620	0.3
Ⅳ 営業外費用				
1. 支払利息		474		
2. ハイウェイカード払戻 費用		106		
3. 雑損失		236	817	0.1
経常利益			20,595	4.1
税引前当期純利益			20,595	4.1
法人税、住民税及び事 業税		11,360		
法人税等調整額		△440	10,920	2.1
当期純利益			9,675	1.9
民営化に伴う税効果調 整額			360	0.0
当期末処分利益			10,035	2.0

(注) 百分比は全事業営業収益(499,334百万円)を100とする比率です。

営業費用明細書

(1) 事業別科目別内訳書

	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	金額 (百万円)		
I 高速道路事業営業費用			
1. 道路資産賃借料		217,137	
2. 道路資産完成原価		31,348	
3. 管理費用			
(1) 維持修繕費	33,065		
(2) 管理業務費	27,576		
(3) 一般管理費	27,647		
計		88,289	
高速道路事業営業費用合計			336,775
II 関連事業営業費用			
1. 直轄高速道路事業営業費用			
(1) 直轄高速道路資産完成原価	65,175		
計		65,175	
2. 受託事業営業費用			
(1) 受託事業費	76,509		
計		76,509	
3. 道路休憩所事業営業費用			
(1) 道路休憩所事業管理費	299		
(2) 一般管理費	661		
計		961	
4. その他の事業営業費用			
(1) その他の事業管理費	89		
(2) 一般管理費	29		
計		119	
関連事業営業費用合計			142,765
全事業営業費用合計			479,541

(2) 科目明細書

① 道路資産完成原価

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	79	0.1
II 労務費		2,601	3.8
III 経費		60,188	89.6
IV 一般管理費		3,288	4.8
V 金利等		1,011	1.5
当期総製造費用		67,169	100.0
期首仕掛道路資産		68,937	
合計		136,107	
期末仕掛道路資産		104,759	
道路資産完成原価		31,348	

※1. 主な内訳は次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
外注費	56,056
土地代	616

2. 原価計算の方法は、個別原価計算です。

② 維持修繕費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	163	0.4
II 労務費		1,331	4.0
III 経費		31,571	95.4
維持修繕費		33,065	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
維持補修費	19,908
業務委託費	6,285

③ 管理業務費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		3,097	11.2
II 経費	※	24,479	88.7
管理業務費		27,576	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
業務委託費	15,161
減価償却費	4,702

④ 直轄高速道路資産完成原価

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		201	0.7
II 経費	※1	25,353	95.3
III 一般管理費		1,045	3.9
当期総製造費用		26,601	100.0
期首受託業務前払金		38,574	
合計		65,175	
期末受託業務前払金		—	
直轄高速道路資産完成原価		65,175	

※1. 主な内訳は次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
外注費	16,346
調査費、測量費及び設計費	5,102

2. 原価計算の方法は、個別原価計算です。

⑤ 受託事業費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	81	0.8
II 経費		9,563	95.1
III 一般管理費		403	4.0
当期総製造費用		10,048	100.0
期首受託業務前払金		68,041	
合計		78,090	
期末受託業務前払金		1,580	
受託事業費		76,509	

※1. 主な内訳は次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
外注費	6,846
土地代及び補償費	2,076

2. 原価計算の方法は、個別原価計算です。

⑥ 道路休憩所事業管理費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	2	0.8
II 労務費		6	2.1
III 経費		290	97.0
道路休憩所事業管理費		299	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
減価償却費	226
水道光熱費	41

⑦ その他の事業管理費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		0	0.2
II 経費	※	89	99.7
その他の事業管理費		89	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
業務委託費	37
減価償却費	30

⑧ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は28,338百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	2,945百万円
賞与引当金繰入額	939百万円
減価償却費	389百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	485百万円
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,747百万円
利用促進費	12,146百万円

④【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%) (注)
I 高速道路事業営業損益				
1. 営業収益			338,734	90.8
2. 営業費用			318,972	85.5
高速道路事業営業利益			19,762	5.3
II 関連事業営業損益				
1. 営業収益				
(1) 直轄高速道路事業営業収益		19,723		
(2) 受託事業営業収益		8,575		
(3) 道路休憩所事業営業収益		4,928		
(4) その他の事業営業収益		843	34,071	9.1
2. 営業費用				
(1) 直轄高速道路事業営業費		19,723		
(2) 受託事業営業費		8,575		
(3) 道路休憩所事業営業費		2,555		
(4) その他の事業営業費		903	31,758	8.5
関連事業営業利益			2,312	0.6
全事業営業利益			22,075	5.9
III 営業外収益	※1		943	0.2
IV 営業外費用	※2		634	0.1
経常利益			22,384	6.0
V 特別利益	※3		280	0.0
VI 特別損失	※4		1,022	0.2
税引前中間純利益			21,643	5.8
法人税、住民税及び事業税		9,030		
法人税等調整額		—	9,030	2.4
中間純利益			12,613	3.3

(注) 百分比は全事業営業収益(372,805百万円)を100とする比率です。

⑤【利益処分計算書】

		当事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月28日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 当期末処分利益			10,035
II 利益処分額			
1. 任意積立金			
(1) 別途積立金		9,280	9,280
III 次期繰越利益			755

⑥【中間株主資本等変動計算書】

	株主資本					株主資本 合計	評価・ 換算 差額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	その他利益剰余金					
				別途積 立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	47,500	47,500	—	—	10,035	105,035	—	—	105,035
中間会計期間中の変動額									
固定資産評価額の調整(注1)			7,997			7,997			7,997
別途積立金の積立(注2)				9,280	△9,280	—			—
中間純利益					12,613	12,613			12,613
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	7,997	9,280	3,333	20,610	—	—	20,610
平成18年9月30日残高(百万円)	47,500	47,500	7,997	9,280	13,368	125,646	—	—	125,646

(注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものです。

2. 別途積立金の積立は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

重要な会計方針

当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)				
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっています。				
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。 (2) 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。				
3. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table border="0"><tr><td>構築物</td><td>7～50年</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>5～10年</td></tr></table> また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。	構築物	7～50年	機械装置	5～10年
構築物	7～50年			
機械装置	5～10年			
4. 繰延資産の処理方法 (1) 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しています。 (2) 道路建設関係社債発行差金 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。				
5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。				

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

注記事項

(貸借対照表関係)

当事業年度
(平成18年3月31日)

※1. 会社が発行する株式 普通株式 380,000,000株
発行済株式総数 普通株式 95,000,000株

※2. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債40,000百万円の担保に供しています。

3. 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	11,774,453百万円
東日本高速道路(株)	70,063百万円
中日本高速道路(株)	58,038百万円
計	11,902,554百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた以下の金額については、(1)と同様に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	17,600百万円
------------------------	-----------

また、日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額については、連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	13,600百万円
------------------------	-----------

なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が31,200百万円減少しています。

当事業年度
(平成18年3月31日)

※4. 関係会社に対する負債

高速道路事業営業未払金	8,841百万円
未払金	960百万円

※5. 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

(損益計算書関係)

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

※ 研究開発費の総額は、502百万円です。

(リース取引関係)

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(借主側)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物	8	1	7
工具器具備品	323	64	259
無形固定資産 (ソフトウェア)	142	20	122
合計	474	86	388

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	163百万円
1年超	224百万円
合計	388百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	86百万円
減価償却費相当額	86百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

2. オペレーティング・リース取引

① 道路資産の未経過リース料

1年以内	477,795百万円
1年超	23,289,651百万円
合計	23,767,446百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されます。

(有価証券関係)

当事業年度(平成18年3月31日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(税効果会計関係)

当事業年度 (平成18年3月31日)	
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	366百万円
賞与引当金	741百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	290百万円
未払事業税	1,032百万円
退職給付引当金	23,293百万円
E T Cマイレージサービス引当金	2,326百万円
その他	293百万円
繰延税金資産小計	28,344百万円
評価性引当額	△27,544百万円
繰延税金資産合計	800百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.5%
(調整)	
評価性引当額	12.6%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.0%

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,105.64円
1株当たり当期純利益金額	101.85円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
損益計算書上の当期純利益 (百万円)	9,675
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	9,675
普通株式の期中平均株式数 (千株)	95,000

(重要な後発事象)

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(事業の譲受け)

当社は、平成18年4月1日に、財団法人道路サービス機構（現財団法人高速道路交流推進財団）及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業等を譲受けました。

1. 譲り受けた相手方の概要

商号	(財)道路サービス機構	(財)ハイウェイ交流センター
本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区
設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日
代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博
基本財産	15億円	15億円

2. 譲り受けた事業内容

SA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業等

3. 譲り受けた資産・負債の額

資産価額 13,426百万円

(主な内容：SA・PAに関する営業用建物7,953百万円、同建物附属設備2,686百万円、共同施設負担金1,460百万円)

負債価額 2,369百万円

(主な内容：長期借入金2,141百万円)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

② 商品・原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

構築物	10～50年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(3) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間または3年の何れか短い期間で均等償却しています。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、125,646百万円です。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当中間会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しています。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金54百万円は、当中間会計期間の道路建設関係社債から控除して表示しています。

(金融商品に関する会計基準等)

当中間会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しています。これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微です。

(企業結合及び事業分離等に関する会計基準)

当中間会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しています。

追加情報

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(固定資産評価額等の調整)

国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当中間会計期間において7,997百万円(貯蔵品△1,163百万円、仕掛道路資産△2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械及び装置△5,663百万円、その他1,367百万円、関連事業固定資産その他973百万円、各事業共用固定資産△1,187百万円、その他92百万円)調整し、その他資本剰余金を同額増加させています。

これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当中間会計期間の特別損失に固定資産評価調整損として計上しています。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,168百万円
※2. 担保資産及び担保付債務	
<p>高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債39,949百万円(額面40,000百万円)の担保に供しています。</p>	
3. 偶発債務	
<p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p>	
(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。	
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,118,987百万円
東日本高速道路(株)	62,554百万円
中日本高速道路(株)	53,033百万円
計	11,234,574百万円
(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた以下の金額については、(1)と同様に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。	
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円
<p>また、日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額については、連帯して債務を負っています。</p>	
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円

当中間会計期間末
(平成18年9月30日)

※4. 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行令第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と、維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間期末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

※5. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しています。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
※1. 営業外収益の主要項目	
受取利息	50百万円
原因者負担収入	499百万円
土地建物貸付料	201百万円
※2. 営業外費用の主要項目	
支払利息	528百万円
※3. 特別利益の主要項目	
前期機械装置除却損修正益	171百万円
損建区分修正	59百万円
※4. 特別損失の主要項目	
前期利用促進費修正損	284百万円
偽造ハイウェイカード損失	361百万円
固定資産評価調整損	289百万円
なお、固定資産評価調整損は、当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものです。	
5. 減価償却実施額	
有形固定資産	6,684百万円
無形固定資産	459百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(借主側)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)
その他(工具器具備品)	306	127	178
無形固定資産(ソフトウェア)	145	38	107
合計	452	166	285

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	133百万円
1年超	152百万円
合計	285百万円

(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	83百万円
減価償却費相当額	83百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

当中間会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

2. オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

1年以内	486,143百万円
1年超	23,030,296百万円
合計	23,516,440百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入ー加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額ー実績料金収入)が減算されます。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成18年9月30日)において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社による事業譲受

1. 企業結合の概要

相手企業等の名称	財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	SA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業等
企業結合を行った主な理由	SA・PA事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路株式会社

2. 中間財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成18年9月30日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金11,056百万円

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産 208百万円

固定資産 13,218百万円

合計 13,426百万円

(2) 負債の額

固定負債 2,369百万円

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(重要な後発事象)

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(重要な子会社の設立)

高速道路の維持管理業務については、会社全体の安全性・信頼性に直結する本来業務であることから、グループ一丸となった効率的な業務執行体制を構築し、安全で快適な道路空間を提供していくとともに、グループ全体のモチベーションの高揚によるお客様満足度の向上や、社会貢献事業による地域社会・お客様への還元を通して、お客様サービスの向上を図るため、平成18年9月19日の取締役会決議を受けて、次のとおり、当社と目的及び将来展望を共有する子会社を設立しています。

〈設立する子会社の概要〉

商号	西日本高速道路サービス関西株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	大阪市北区
代表者	代表取締役社長 染谷 武
資本金	70百万円
発行済株式数	110,000株
発行価額	110百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路サービス中国株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	広島市中区
代表者	代表取締役社長 亀田 良則
資本金	50百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路サービス四国株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	香川県高松市
代表者	代表取締役社長 荻野 義夫
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

商号	西日本高速道路サービス九州株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	福岡県太宰府市
代表者	代表取締役社長 町田 光幸
資本金	50百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	沖縄県浦添市
代表者	代表取締役社長 村田 一廣
資本金	60百万円
発行済株式数	70,000株
発行価額	70百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路パトロール関西株式会社
事業内容	高速道路の交通管理事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	大阪市淀川区
代表者	代表取締役社長 野田 圭一
資本金	20百万円
発行済株式数	20,000株
発行価額	20百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路パトロール九州株式会社
事業内容	高速道路の交通管理事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	福岡市博多区
代表者	代表取締役社長 合志 徹夫
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

商号	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社
事業内容	高速道路の保全事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	福岡市博多区
代表者	代表取締役社長 重永 正敏
資本金	160百万円
発行済株式数	301,000株
発行価額	301百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社
事業内容	高速道路の保全事業
設立年月日	平成18年12月1日
所在地	広島市東区
代表者	代表取締役社長 坂上 隆二
資本金	40百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社
事業内容	高速道路の保全事業
設立年月日	平成19年3月予定
所在地	大阪府茨木市
代表者	代表取締役社長 牧浦 信一
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(多額な社債の発行)

当社は、平成18年3月22日開催の取締役会の決議（政府保証西日本高速道路債券1,134億円以内）に基づき、平成18年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行し又は発行を予定しております。

区分	政府保証第2回西日本高速道路債券	政府保証第3回西日本高速道路債券
発行総額	金100億円	金150億円
利率	年1.8パーセント	年1.8パーセント
償還方法	満期一括	満期一括
発行価額	額面100円につき金99円95銭	額面100円につき金99円40銭
払込期日	平成18年10月25日	平成18年11月28日
償還期日	平成28年10月25日	平成28年11月28日
担保	一般担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	政府保証第4回西日本高速道路債券	政府保証第5回西日本高速道路債券
発行総額	金150億円	金250億円
利率	年1.7パーセント	年1.8パーセント
償還方法	満期一括	満期一括
発行価額	額面100円につき金99円65銭	額面100円につき金99円50銭
払込期日	平成18年12月19日	平成19年1月25日
償還期日	平成28年12月19日	平成29年1月25日
担保	一般担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

当中間会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

区分	政府保証第6回西日本高速道路債券
発行総額	金100億円
利率	年1.8パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金99円85銭
払込期日	平成19年2月27日
償還期日	平成29年2月27日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

当中間会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

(多額な資金の借入)

当社は、平成18年11月20日開催の取締役会の決議（借入569億円以内）に基づき、平成18年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行し、又は実行を予定しています。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行 他11金融機関
借入金額	金200億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成18年12月8日
返済期限	平成21年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行 他17金融機関
借入金額	金100億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成19年2月9日
返済期限	平成21年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

⑦【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,498	651	137	2,011	52	52	1,958
		構築物	25,361	530	44	25,847	431	431	25,415
		機械装置	43,648	10,593	1,200	53,041	2,737	2,737	50,304
		車両運搬具	4,275	1,324	54	5,545	745	745	4,800
		工具器具備品	2,907	1,470	32	4,345	569	569	3,776
		土地	0	—	0	0	—	—	0
		建設仮勘定	3,875	11,845	14,844	876	—	—	876
		計	81,566	26,416	16,314	91,667	4,535	4,535	87,132
	無形固定資産	945	523	1	1,467	132	132	1,334	
	合計	82,511	26,940	16,316	93,135	4,668	4,668	88,467	
関連事業	有形固定資産	建物	1,819	91	—	1,910	52	52	1,858
		構築物	4,000	1	23	3,978	195	195	3,782
		機械装置	87	—	0	86	8	8	78
		車両運搬具	5	—	—	5	0	0	4
		工具器具備品	4	1	—	6	0	0	5
		土地	68,575	4	—	68,580	—	—	68,580
		建設仮勘定	7	81	78	11	—	—	11
		計	74,500	180	102	74,578	257	257	74,320
	無形固定資産	0	—	—	0	—	—	0	
	合計	74,500	180	102	74,578	257	257	74,320	
各事業共用	有形固定資産	建物	7,522	668	137	8,053	298	298	7,754
		構築物	770	—	11	759	42	42	716
		機械装置	363	28	69	322	41	41	281
		車両運搬具	221	5	15	211	46	46	165
		工具器具備品	1,480	66	1,169	376	55	55	321
		土地	12,753	—	—	12,753	—	—	12,753
		建設仮勘定	498	2,512	2,361	649	—	—	649
		計	23,610	3,281	3,764	23,126	484	484	22,642
	無形固定資産	1,479	1,307	190	2,596	175	175	2,421	
	合計	25,089	4,588	3,954	25,723	659	659	25,063	
その他の固定資産	有形固定資産	土地	2,366	470	734	2,102	—	—	2,102
		計	2,366	470	734	2,102	—	—	2,102
投資その他の資産	長期前払費用	3,936	15,186	13,686	5,436	40	40	5,396	
繰延資産	道路建設関係社債発行費	—	129	—	129	43	43	86	
	道路建設関係社債発行差金	—	60	—	60	6	6	54	
	繰延資産計	—	189	—	189	49	49	140	

- (注) 1. 高速道路事業有形固定資産（機械装置及び建設仮勘定）の当期増加額及び建設仮勘定の当期減少額の主なものは、料金收受機械及びE T C設備の取得等によるものです。
2. 長期前払費用の当期増加額及び当期減少額の主なものは、E T C前払割引サービスに伴うプレミアムの発生（13,925百万円）及び利用による減少（12,811百万円）によるものです。

【資本金等明細表】

区分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（百万円）		47,500	—	—	47,500
資本金のうち 既発行株式	普通株式（株）	(95,000,000)	(—)	(—)	(95,000,000)
	普通株式（百万円）	47,500	—	—	47,500
	計（株）	(95,000,000)	(—)	(—)	(95,000,000)
	計（百万円）	47,500	—	—	47,500
資本準備金 及びその他資本 剰余金	資本準備金				
	株式払込剰余金（百万円）	47,500	—	—	47,500
	計（百万円）	47,500	—	—	47,500
利益準備金及び任意積立金		—	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,022	666	98	481	1,108
賞与引当金	2,023	2,791	2,981	—	1,833
引継道路施設撤去引当金	292	—	292	—	—
ハイウェイカード偽造損失 補てん引当金	1,544	485	1,312	—	717
回数券払戻引当金	644	—	342	—	302
E T Cマイレージサービス 引当金	1,261	5,747	1,261	—	5,747

- (注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替えによる戻入額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金預金

内訳	金額 (百万円)
現金	3,027
預金	
普通預金	25,595
定期預金	9,174
譲渡性預金	95,251
小計	130,020
合計	133,048

ロ. 高速道路事業営業未収入金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
中日本高速道路株式会社	8,554
株式会社ジェーシービー	4,744
三井住友カード株式会社	3,837
ユーシーカード株式会社	3,031
UFJニコス株式会社	2,152
その他	26,099
合計	48,417

滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
45,251	269,992	266,826	48,417	15.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれています。

ハ. 未収入金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
国土交通省	9,988
中日本高速道路株式会社	329
東日本高速道路株式会社	277
福岡県直方市	144
社団法人移動通信基盤整備協会	101
その他	3,355
合計	14,194

滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
7,491	127,982	121,279	14,194	10.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれています。

二. たな卸資産

仕掛道路資産

科目		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	3,043	616	—	3,660
	労務費	179	381	—	560
	外注費	394	845	—	1,240
	経費	2,889	1,551	53	4,386
	金利等	—	70	0	70
	一般管理費人件費	—	245	—	245
	一般管理費経費	—	210	—	210
	計	6,507	3,922	53	10,375
建設費	材料費	—	79	8	71
	労務費	1,976	2,206	893	3,289
	外注費	60,447	54,584	28,754	86,277
	経費	—	1,963	272	1,690
	金利等	7	937	217	727
	一般管理費人件費	—	1,498	315	1,182
	一般管理費経費	—	1,328	188	1,140
	計	62,430	62,598	30,650	94,379
除却工事 費用	労務費	—	13	13	0
	外注費	—	626	621	4
	経費	—	1	0	0
	金利等	—	2	2	0
	一般管理費人件費	—	3	3	0
	一般管理費経費	—	2	2	0
	計	—	649	644	4
合計		68,937	67,169	31,348	104,759

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高（百万円）
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	33,581
高速自動車国道東九州自動車道	24,164
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	14,021
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	11,154
高速自動車国道四国縦貫自動車道阿南中村線	7,894
その他	9,356
合計	100,172

原材料

内訳	金額（百万円）
緑化資材	303
その他の原材料	59
合計	362

貯蔵品

内訳	金額（百万円）
発生材	848
その他の貯蔵品	709
合計	1,558

② 固定資産

イ. 有形固定資産 186,198百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等 (1)財務諸表 ⑦附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しています。

③ 流動負債

イ. 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	41,424
東日本高速道路株式会社	5,985
中日本高速道路株式会社	4,706
大成建設株式会社・株式会社間組・株式会社福田組共同企業体	1,522
三井住友建設株式会社・村本建設株式会社共同企業体	1,047
その他	43,516
合計	98,200

ロ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
株式会社東芝	2,982
中日本高速道路株式会社	1,740
東日本高速道路株式会社	1,346
松下電器産業株式会社	1,266
株式会社熊谷組・大旺建設株式会社共同企業体	715
その他	18,355
合計	26,404

ハ. 前受金

内訳	金額 (百万円)
E T C 前受金	30,260
ハイウェイカード前受金	4,052
合計	34,313

④ 固定負債

イ. 道路建設関係社債 40,000百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑨ 連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しています。

ロ. 道路建設関係長期借入金

借入先別内訳

借入先	金額 (百万円)
財務省	57,000
株式会社みずほコーポレート銀行	5,900
株式会社三井住友銀行	3,700
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,600
農林中央金庫	3,600
信金中央金庫	3,200
合計	77,000

ハ. その他の長期借入金

借入先	金額 (百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	9,230
農林中央金庫	5,632
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,390
株式会社三井住友銀行	5,230
信金中央金庫	4,871
その他	15,455
合計	45,808

ニ. 退職給付引当金

区分	金額 (百万円)
退職給付債務	80,913
未認識数理計算上の差異	2,450
年金資産	△25,811
合計	57,551

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務・法務室
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務・法務室
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本有価証券届出書により募集を予定している西日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「本社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、有価証券届出書提出日（平成19年2月21日）現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

- ⑤ 資本金及び資本構成 平成18年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,463,874百万円
政府出資金	3,408,856百万円
地方公共団体出資金	1,055,018百万円
II 資本剰余金	850,932百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
III 利益剰余金	51,778百万円
当期未処分利益	51,778百万円
資本合計	5,366,585百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充

- てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また、協定については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月9日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月9日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月9日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月9日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

